

平成29年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成29年12月11日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |             |
|-------|-----|-------|-------------|
| No.8  | 13番 | 佐藤富男君 | (P105～P121) |
| No.9  | 14番 | 大石雪雄君 | (P123～P134) |
| No.10 | 7番  | 藤田節夫君 | (P135～P154) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	木村三義君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	農政課長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告第8、13番佐藤富男君の一般質問を許します。13番佐藤富男君。

◇13番 佐藤富男君

1. 熊倉保育園建設事業について
2. 鈴木且雪教育長の議決権への介入はあったのか

○13番（佐藤富男君） 13番。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、熊倉保育園の建設事業についてということで質問をしたいと思っておりますが、以前もそうであったんですけども、何か熊倉保育園の建設に反対なのかというふうに、いつもこの質問しますと風評を流されまして、非常に迷惑はしているんですね。以前も村民プールについて質問すると、村民プールつくるの反対なのかと、佐藤富男議員はということで、非常に風評被害にいつも遭っております。

また、企業誘致についても、私が企業誘致に反対したんだというふうなね、質問したりすると言われる。これ、誰もね、企業誘致することについて反対する議員なんかいない。ましてや、子育て支援で保育園つくるのに反対する議員なんかいないはずで、誰もいない。しかし、話を歪曲して、また、あえてわざわざ佐藤富男議員は質問して、反対だ。議会で質問することが悪いことだ、反対なんだというふうな、そういう、ある意味で私から見れば非常にお粗末な議会に対する考え方、意識、そういうものがあるのかなというふうに思っております。

そういう中で、明治大学の中邨章名誉教授のお話しちよっと思っておりますが、議会のイメージ、いわゆる地方議会のイメージというのは、議員が条例をつくることのできない、そして首長提案に対しては絶対反対しないんだ、これは議会本来であれば反対してもいいんですが、反対しないんだ。そして、議会情報は村民に対して公開しない、こういった3ナイの議会が今の地方議会じゃないかというふうに、この中邨教授はご指摘をしております。

そしてまた、我々の地方議会の報道といいますのは、不祥事があったり、何か事件があったときに限っては報道されますが、それ以外のいくらいいことを言っても、いいことをしても、議会の報道は一切マスコミに流されない。だから、議会というのは

必要ないんだと、そしてまた、議会で質問することは悪いことなんだというふうな1つの風潮が起きている。これは、西郷村においても非常に大きいんじゃないかなと思っております。

また、首長提案の予算が議会で修正される例は、全国では年平均3つらしいんですね。このぐらい活性化してないんです、議会は。でも、我々西郷議会は、村長が予算修正をして、小学生5年生・6年生のリフレッシュ事業、これを全員行かせようということで議会は頑張ってやりました。これも全国で3つしかない。本当に何千とある議会の中でも3例しかないというところで、西郷の村議会はやってきたわけですから、私は西郷村議会というのは、ある意味で活性化しているんじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、龍谷大学の政策学部長のお話でございますけれども、一般質問はなぜ機能しないのかというふうな問題提起をされております。それは、議会議員の方々が、いわゆる窓口質問とって、何々はどうなっていますか、統計どうですかという、聞き取りみたいな形の一般質問ばかりしていて、それが窓口質問であるから、一般質問が機能しないんだということを言われております。

やはり、一般質問というのは、行政が行っていることに対して問題提起をして、そして問題提起をした後に、どのような政策が今必要なのかということを問うのが一般質問であると私は思っております。

そういう中で、特に西郷村の村内において、野党議員、そして佐藤富男議員、特に私に対しては非常に大きな批判もあります。そしてまた、大きな支持も、強い支持もあります。しかし、多くの村民が、佐藤富男は議会をもましている、議会の村長に対して文句を言っている、悪い議員だというふうなイメージが立っております。

しかし、中邨章教授がこう言っています。地方議会というのは、いわゆる立法機関じゃないんです。よく住民が、議会は首長の文句ばかり言っているなという意見がありますが、地方議会の役割は首長の監視ですから、首長の文句ばかり言うことが本来の役割となります。失礼しました、中邨さんじゃなかったんですが、これはある方のご意見でございます。

いわゆる首長の文句——文句って語弊ありますけれども、村長の、いわゆる首長のやっている行政に対してきちんと監視をして、そして住民のニーズ、住民の意思と相反する場合にはきちんと物を申すというのが、我々議会議員としての役割であるし、今、一番必要な政策、一番お金を使ってほしいところに使ってくれということが、我々議会としての監視役であり、また、我々の役割だと私は思っておりますから、何も言わない、そしてただ賛成しているという議員は、正直言って、議会の議員としての責務を果たしていないということになる。

ところが、一般村民の方々は、そういう村民がいい村民で、議会で質問すること、質疑すること、村長に言うことは、政策提案する議員は悪い村民だと、そういった1つの風潮がある。まことに残念であります。

首長の文句を言わない議員は、議員の職責を果たしていない、そんたくサラリー議

員なのかもしれません。しかし、そんな議員こそが温厚でよい議員だというのが、残念ですが、西郷村の村民意識も非常に多いと思っております。そして、特別委員会をつくると、「また特別委員会つくったのか」というふうなこと、目的も聞かない、内容も聞かないで、そういった風潮が非常にあります。非常に残念であります。

そんなことで、今回も私は、首長——村長のやり方に文句を言って、そして監視機能をしっかりと果たし、そして問題提起をして、積極的に政策提案機能を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、熊倉保育園建設事業についてでございますが、地方自治法の第2条14項には、いわゆる「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」というふうなことが決められております。

今回の熊倉保育園の新設工事でございますけれども、この落札価格が4億4,800万円で、東京の一条工務店という会社に、社会福祉協議会では落札されました。この4億4,800万円、私はこの金額云々ではなくて、いわゆる地元の業者が村のために、そしてまた地元のために、村民のために、誠意を持って最大限の努力をして値引きをして、貢献したいという業者がおったんですが、その方の金額との差が1億3,850万円、いわゆるその地元の方よりも、提示した入札額よりも1億3,850万円も高い金額で東京の業者が落札した。それも落札率が予定価格の95%ということで、非常に高い落札率で落札されたわけでございます。

果たして、こんなことが現実的に、地方自治法の第2条14項と比べてときに、果たしてそれでいいのかな。いかなる理由があっても、その1億3,800万円は村民の税金で賄うわけですから、村民の負担が1円でも少なければいいのが私はいいんだと思うんです。しかしながら、今回1億3,850万円も高い東京の業者が落札して、地元の業者が失格になってしまったというこの制度そのもの、いわゆる総合評価方式という入札方式が果たしてどうなのかということで、非常に私は疑問に思いました。それで今回質問するわけでございます。保育園に反対ではないんです。

この制度、私も勉強してみますと、非常にこれはもう、はっきり言って大手にかないません、正直言って。なぜかというと、金額そのものは、村のいわゆるこういった総合評価方式の最低設定価格、基準額というのは2割とか3割じゃないんですね。1割なんですよ、計算すると。要するに、予定価格の1割が最低基準価格というふうな感じになっている。だから、問題はお金ではなくて、いかに技術提案、そして施工能力と提案力があるかということにかなわないんです。

ですから、これは正直言って、申しわけないんですが、今回落札した一条工務店さんは株式上場してない。しかし、年間2,850億円ほどの仕事をやっている。地元の業者はせいぜい本当に3億円、5億円、10億円にも満たないような企業です。その方と東京の業者がけんかする。この総合評価方式のいわゆる技術提案についても、正直言って、横綱白鵬と十両力士が相撲をとるようなもんだし、今回のプロゴルファーでいうと、宮里優作さんが賞金王になったけれども、彼と私がスクラッチでけんか

するようなもんなんです。初めから勝てるわけないんです、こんなこと。

そういった、いわゆる品確法ですか——というような1つの、国のですね、何かわけのわからないような制度をつかって、そして全国から、そういったおいしい仕事は地元ではなくて、大手にとらせるような制度にしたのかなというふうに私は思っております。

今回、熊倉保育園については総合評価方式でしたが、この間は米の児童クラブについてはプロポーザル方式というやつでね、若干これは意味合いが違います。そういった方向でやってきておりますが、米児童館も東京の業者が落札したということですね。

今回また、地場産のそこの産直の販売店の設計も地元ではなくて、東京の業者がやってきている。熊倉保育園もそうだとということになってくると、もう西郷村の仕事はほとんどは地元じゃなくて、東京の業者に設計されているというような状況であるわけでありまして。

私自身は、この総合評価方式には大きな問題が内在していると思っておりますし、地元の業者にとっては本当に国の悪法ではないかというふうに、勉強すればするほど感じております。

そういう中で、今回、西郷村社会福祉協議会はこの方式を採用して、熊倉保育園の入札を執行されましたけれども、これもやはり村の福祉課との協議を経て、いわゆる福祉課ということは、村長との協議を経て、社会福祉協議会はこの方式を採用したわけでございます。

実際にこの福島県内において、総合評価方式をどの市町村がやっているのかということでございますが、福島県は採用しております。最近では、白河市のトンネル工事でも今、募集をしておりますけれども、県内の市町村でこの総合評価方式を採用している市町村がどのぐらいあるのか、建設課長、わかっておればご答弁をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木宏司君） 13番佐藤議員のご質問にお答えします。

総合評価方式の導入状況でございます。県の建設産業室のほうで毎年、取り組み状況についての県内の調査がございます。

議員がおっしゃったように、福島県につきましては、平成21年度に本格導入済みでございます。市レベルになりますと、平成20年から平成22年の間に試行導入しておる市がありまして、そのほかに、いわき市は平成22年度に本格導入でございます。ただ、施工実績としましては、かなり件数はわずかでございます。

町村レベルで申し上げますと、西会津町、磐梯町、猪苗代町が試行導入の動きをしております。ただ、実績につきましては、本当に件数はわずかでございます。その他町村につきましては、ほぼ制度未導入でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の再質問を許します。

○13番（佐藤富男君） そのように、市町村においても非常に難しい、そして総合評価

方式で入札をするということは大変なことなんです、正直言って。そのことをね、なぜ西郷村社会福祉協議会が採用してやったのかというのは、私は甚だ疑問に思っております。

また、この総合評価方式というものは、ちょっとご説明申し上げますと、いわゆる国が公共工事の品質確保の推進による法律に基づいて、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルを作成をしております。これによりますと、市区町村においても、簡易型を含めて総合評価方式の入札を積極的に導入させようとしております。

ただ、今回の熊倉の保育園は、いわゆる簡易型じゃなくて技術提案型、施工能力型を取り入れておりますので、非常に私は疑問に思っております。

しかし、これらの制度は、地域の建設業者のみならず、指定管理も含めたあらゆる公共事業に拡大させようというのが国の考え方でありまして、地元の業者らは全て悲鳴を上げることは必須と私は認識をして思います。この問題について、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

風評に負けないようにいろいろ言われたので、自信を持っておやりになったほうがいいと思います。（不規則発言あり）風評に負けないでいろいろやったほうがいいと思いますから。（不規則発言あり）うん、そうそう。

今、悪法だとか疑念がある、それもいいと思います、個人の意見とすれば。

最初に申し上げたいのは、やっぱり村が社会福祉協議会にお願いをして、保育所をつくろうということからこれは始まっているわけでありまして。同時に、社会福祉法人の最たるもの、社会福祉協議会という独立団体があって、村とよきパートナーで福祉の推進してきました。

そこで、理事会とか評議委員会とか、全てをクリアしてここまで来たということになっておりますので、お聞きすると、議員もその中の役員のメンバーだということですので、入札制度は、鈴木議員からこの前ありましたですね。いろいろ変遷があるわけです。要するに、最終的には民法の諾成契約にいくわけですが、入り口論はやっぱり、明治新政府が新しい社会体制をつくろうという中において、何を導入するか。一般競争入札、これは世界の潮流というか、これがベースです。

ただ、一般になりますと、今の品質確保法が出たように、やっぱり誰が入札してもいいということになりますので、なかなか品質の確保、ダンピング、いろんな問題が防止できなかったという恨みがあります。中にはやっぱり、安く受注して、そして下請にそのしわ寄せがいたり、あるいはどこかでそれを挽回しようということをいろいろやったりということが今の本に書いてあります。

そこで、やっぱり、随意契約はその中の特別な例外措置ですね、災害とか、施行令にありますように条件がありますので。それを、では、もっと簡単に、あるいはわかりやすく、あるいは簡略化できないかというふうを考え出されたのが指名競争入札です。

指名競争入札はご存じのとおり、能力あるいは実績、そういったものがちゃんとわかっていて、あとはこれは同じものの設計に基づいてやるのであれば、あとはご努力次第ということでお金だけです。ということが明治新政府発足以来4回から5回、ダッチロールしております。主流は一般競争、そして指名競争入札ということがこれまで来たわけでありまして。

このところまた、大蔵の問題、あるいはゼネコンの——昨今も大林組とか、テレビに出ましたですね。ああいう問題を惹起するというところで、公取、いろんなところが見ております。

それをどのようにやっていくか、特に建築については、やっぱり鉛筆1本、これを買う、現物わかっているということの売買ではなくて、大体こういうものをつくってもらいたいということから始まって、ベストは何かというふうに考えた場合は、やっぱり発注者側のこれをつくってもらいたいというのがなかなか定まりません、建築あるいは工作物については。そういうことがあって、制限付一般競争入札ということが編み出されてきました。その中にはWTOとか、本当に外国の参入とか、大変な問題があって。

ただ、議員おっしゃるとおり、これは手間がかかります。手間がどうよりも結果ということがあって、品質の確保という観点から、国土交通省がいろんなことを編み出しました。これは、建築審議会とか、いろんな意見の中で出てくるわけで、それをやっぱりやっていくという前提は、前回の質問出ましたね。透明性であるとか、やっぱり見える化を進めていって、そして恣意に陥らないようにということを頭に置いてつくってきたのであります。

今回のやり方も手間暇かかりますが、やっぱり事務局からすぐということじゃなくて、委員会をつくったり、第三者的な見方を入れて、そして複数で決めていくというやり方をとったというふうに聞いておりまして、まことにいいことだというふうに思っております。

いろいろご意見はあると思います、これは。ただ、ベストチョイスをするために、やはり村は頼む、頼まれたほうはそれなりのいろんな準備をして、そしてやり方を決めていく、それも恣意的に陥らないように、理事会も評議委員会もクリアしてきたということでもありますので、私はやっぱりパートナーとして信頼を置いております。そして、うまくいきますように最大の便宜を図るというスタンスを私は持っておりますので、議員のご疑念のないように、全てやっていただけるものというふうに確信をしておりますので、いろいろお話はあろうと思いますが、それは十分対応していただけるものというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 総合評価方式というやつをね、一般村民の方々はちょっとご理解できないと思うんです。また、私自身も、こんな短い時間の中で説明できるわけないので、ちょっと簡単に総合評価方式を、皆さん方がわかりやすいように、例えば西郷村会議員選挙、これから村長選挙ありますが、村長選挙を総合評価方式で行った場



合どうなるのかということでもちょっと説明すると、わかっていただけると思うんです。

例えば、西郷村長選挙や西郷村議会選挙も、いわゆる公共工物品質確保の促進に関する法律の趣旨と同じように考えて、村長や議会議員の品質を確保するのに、総合評価方式の選挙を実施したということになります。その場合、選挙で投票するのと同時に、選挙前に、立候補した全員に対して、地方自治法や財政法、そして例えば西郷村は平成28年度は決算は赤字になりましたが、これを解消するにはどうしたらいいのでしょうかなどの試験を実施して、各候補者ごとの、いわゆる村民の審査委員を設けて、これの試験をして、そしてそこでいわゆる加算点を決めるということを実施すると。そして、その後に、各候補者が選挙をして投票いただいたと。その投票総数と加算点とを加味して当選者を決めるというのが、いわゆる総合評価方式なんですね。

しかし、その中で、地元を愛するがために、そして地元のためにという愛情は、これはやると失格になります。いわゆる安くしようと思うと失格になっちゃうんです。ですから、この選挙においても、得票が一定投票を超えたときには失格になります。例えば、500票の私は失格ならないけれども、800票の例えば真船正晃議員は失格になっちゃうんです。それが、いわゆる総合評価方式なんですね、ある意味でね。ですから、そのような選挙をすると、確かに議員のね、それだけの地方自治法、財政法を勉強してきて、試験を通して、ある一定の水準の能力のない人間は議員になれないというんですから、すごくいいんです。

しかし、このことを、今、西郷村の中で総合評価方式の村議会議員選挙をやったら、果たしてどうなりますか。本当、この中で当選できる議員いるんですか、正直言って。加算点、例えば100点満点で80点、90点とれるでしょうか。そこが私は問題なんです。

その地域地域、地域のニーズ、例えば今これだけ、西郷村においての村の発注する公共工事が本当に減ってきている。そういう中で、地元の企業をいかに育成し、そして保護し、育てるかというのも行政の大きな仕事なんです。このことも、やはり私は大事にしなきゃならない。

それが一番いい例で、平成10年8.27の災害あった。あのときに、役場から熊倉へ抜ける道路の、いわゆるその今のあれですね、一条さんが分譲しているところの道路です。あれが山崩れに遭って、寸断されてしまったと。そのときに、東京の業者に、いわゆる総合評価方式でその除去を頼みますか。例えば、入札をして、東京の業者が来てやりますかということです。

あのときに、8.27の災害あったときに真っ先にふっ飛んできて、いわゆるお金じゃないです。気持ちとして、村のために、菊池組さんでした、正直言って。バックホー持って行って、命がけで、あの山崩れしたところを全部かっ飛ばしたんです。そういったことを村内の各建設業者の方々がみんなやってくれたんです。3.11災害もそうなんです。いわゆるそういう地元の業者と村というのは、そのようにつねにきずな、「結」の精神ではないけれども、そういうものの中で結ばれてきている。それを全く無視したのが総合評価方式なんです。

それが証拠に、4億7,000万円の予定価格に対して95%の4億5,000万円で落札する。例えば、これが4億円下回って入札した人は失格になってしまうんです。こういう制度が果たしていいのかと。やはり、私は、地元の業者の育成の、また保護することもまだまだ西郷村にとっては必要だと思っております。

そしてまた、この西郷村の熊倉保育園の事業費についても、今回、本体工事が4億4,800万円、そして用地費に4,500万円、設計監理費に3,000万円、備品購入2,000万円、おおむね5億7,500万円のお金をかけている。そのうちの9,100万円だけが補助金だと、あとはみんな村民の税金で払っていくんです。

そして、ちなみにですよ、今まで総合評価方式でやらなかったまきば保育園、みずほ保育園、そして川谷保育園がどうだったか、このことです。本当はできなかったのかと、いっぱいできています、地元の業者で。その業者のやった金額が、まきば保育園で3億2,000万円、みずほ保育園で2億円、川谷保育園に至っては1億5,000万円できています。なぜ熊倉保育園だけが5億円超えるだけの、いわゆる経費をつけてつくるのかということです。川谷保育園の3倍以上の経費かけている。

確かにこれは、待機児童解消、子どもの保育園大事でしょう。それはもちろん私もわかっているし、どんどん推進することです。それと同時に、いわゆる村民負担をいかに減らすか、厳しい財政の中で、いかにそのお金を無駄もなく、最少の経費で最大の効果を上げるかということをやらなきゃならないんだ、そのための努力をしなきゃならない。そのときに、なぜ本当に総合評価方式で保育園をつくる必要があったのかということ。

ましては、あそこの設計が、今回落札した業者と緻密な関係で、そして東京の立派な設計士さん、そして知恵を持った、技能を持った方々です。その方に随意契約ということで随意で結んでいながら、そして随意で結んで立派な意見を、例えば保育園の方々とかいろんな方々から意見を聞いて、立派な仕様書もつくり、そして設計もできあがっていたにもかかわらず、なぜまた総合評価をやる必要があるんだ。じゃ、今までの設計何だったということですよ。随意契約する前に、私は総合評価方式で随意契約するのではなく、プロポーザルでやるべきだったんです。逆だったんです。このことが私は一番問題だと思っております。

そしてまた、今回の問題で非常に疑問が残っておりますのは、なぜ熊倉保育園の建設場所がその民間業者の分譲地内なのかということが1つ。そして、議会には相談もしない、そしてまた文教委員会に相談しないで、建設地の場所も決めてしまった。また、本体工事が総合評価方式の入札をとるなら、なぜ南條設計と本体設計の随意契約を結んだのか。そして、設計から本体工事を一括して、プロポーザルもしくは総合評価方式で入札を行うべきだったんじゃないのかな、随意契約するときですよ。

そして、入札価格に重大な影響を及ぼす技術審査の評価審査委員の人選にも私は疑問を持っております。いわゆる1級建築士の、東京のすばらしい大きな会社の設計士さんが設計した設計や、施工能力や評価や技術提案評価を行うのに、保育園とか幼稚

園の園長先生、そして児童委員の方々に、本当にその評価ができるんですかということ。私は大いに疑問を持っている。

そしてもう一つ、入札説明書では評価委員は12名となっておりますが、実際に評価したのは11名だけしかいなかった。なぜなのか。そして、その11名の中でも、1名の審査委員は全て0点だった。これは、本当にこの審査委員を選んだときにこれでよかったのかどうかということです。

そしてまたもう一つ、技術提案書と一緒に受け付けた入札書には、のりづけのみであり、福島県の入札書のように、入札書には封緘の上、封筒の外に張りつけ用紙を張りつけておくべきなんですが、西郷村社会福祉協議会はのりづけのみで終わっていたと。そして、10日間も社会福祉協議会にそれを保管していたと、入札書。これも私は大いに疑問に思っております。

そういう中で、特に今回、これは村長ではないと思うんですが、福祉課長でもいいですが、お伺いいたします。

今回の社会福祉協議会の総合評価方式の審査に、国土交通省のマニュアルでは、必ず外部の学識経験者を2名以上入れた云々や、西郷村のプロポーザル方式の実施に関する要綱の第8条でも、「委員会は、職員及び複数の外部の学識経験者等により組織し」となっておりますにもかかわらず、今回、社会福祉協議会が設置したこの評価委員会は、学識経験者が誰もおりません。これは、いわゆるこのマニュアル、また、プロポーザルの要綱とか照らしますと、非常に整合性がないんですが、これについてはこれでよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最初に、災害のときの地元業者ありましたね、あれは総合方式や必要ないんです。ああいうのは随意契約でできる、災害とかなんかは。（不規則発言あり）でも、地元当然、地元のことを一番わかっているのは地元だし、忙しいときは駆けつける、これは大事にします。それは随意契約でできる。総合評価というのは建築とか、そういう工作物の難しいことに適用するというふうになっている。だから、今の話、全部に村は、あるいはほかにも適用するのかなというふうに捉えますので、誤解のないようにお願いします。

2番目は、いろいろ話しされましたね。それで、品質確保というのはそういうことで、やっぱりダッチロールで来たわけです。何とかしなければならないということで、国が定めている。ですから、国が定めたことにのっとってやっていく。本当は今言っているのは、どうも地元を優先すべきでないか、当然であります。そのために、今まで指名競争で、やっぱりいち早く仕事できるようにやってきました。ただ、再三のいろいろ国の要請がありますので、そういう方向に、手間暇かかってもやっていくしかないのかなと思っているところでございます。

品質確保については、やっぱり透明で複数でと、いろんなことを今言われたように、識見のある人を入れたりということになっていきますので、それも当然であります。ただ、今回は、社会福祉協議会の中においていろんな説明をされたと、議員も委員なん

でしょう、中で。（不規則発言あり）いやいや、みんなして何だって、やっぱり役員の中に入っているということでしょう。（不規則発言あり）いや、議決よりも、よく聞いて、いろんな意見言っているんでしょう、ご意見は。

（「議長」という声あり）

○議長（白岩征治君） ちょっと待って。

○村長（佐藤正博君） いやいや、それは、そういう複数でやっているんだと、1人じゃなく……（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私が今質問しているのは、いわゆるそういうマニュアルとか村の要綱によると、第三者で外部の学識経験者2名必要だというふうになっているんだけれども、これが入ってないけれども、これ問題ないんですかって。問題あるのか、ないかどうかを聞いているわけです。それだけに絞ってください、時間の関係で。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やっぱり、早くやるためには、例えばさっきの随意契約であれば、すぐに会ってやってくださいというふうになるわけです。

こういう問題は、やっぱり複数で、それからあとマニュアルがあって、今ご指摘のとおりですね、そういうメンバーでやるということです。ただ、外部とか何かという話しありましたね。それは当然、発注者である法人のほうで、社会福祉協議会の中でいろいろ協議をして、そして決めて、そして理事会、評議委員会で合意をもらった上で決まっているということに聞いておりますので、これはそれでいいだろうというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 全く答弁になってないんじゃないですか。例えば、米児童館のプロポーザル方式でやったときのメンバー表、私いただきましたけれども、きちんとこれ、第8条の学識経験者を設置するというのでやっているんですよ。森山修治さん、日本大学工学部教授、学識経験者、滝浪正光さん、滝浪正光建築計画研究所、1級建築士、入っているんです、2名。

今回、何で社会福祉協議会のこれが4億8,000万円、4億7,000万円予定価格の大工事について、これ学識経験者が入ってないのはおかしいんじゃないですか。これは、感情論じゃなくて、法律的に私聞いているんです。これは法律的に問題ないんですかということを確認しているんです。どうですか、この法律。

私が調べると、地方自治法施行令の167条の10の2、それから地方自治法施行規則第12条の4、これによって決められているんです。施行規則第12条の4は、これは地方自治法主体ですから、規則12条の4では、「普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。」と、はっきりなっている、定めているんです。このことについてきちんと、違法でないのか、または適切だったのかどうかについて、しっかりと責任ある答弁をお願いいたし

ます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 自治法のお話しされましたですね。社会福祉法人、同じ法律にのっとってやっているということでもあります。要綱をつくって、制限付一般競争入札のことをつくっているというふうに聞いていますので、十分それらについてはいろいろ審議をされて、その結果だと思っておりますので、大丈夫だと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それでは、これ名前は伏せますけれども、今回のいわゆるメンバーについて、12名と言っているけれども、実際11名、そして1名は全部ゼロ点、そしてまた審査委員は保育園の園長先生、幼稚園の園長先生、児童委員の方々、そういった方で、学識経験者2名入っていません。これ、私はいわゆる監事ですから、その議決権にも入れないし、執行権にも入れません。だから、私はこれはわからなかった。

そして、いわゆる総合評価方式で一番肝心なのはこのことなんです。この評価方式については、透明性・客観性が強く求められますよと。そして、評価項目、評価基準等入札説明書に含まれる内容や、応札した業者の評価値については、情報公開請求の対象となりますと書いてあって、きちんと公開しなさいということを行っているんです。

そして、学識経験者については、いわゆる大学、工業高等学校、専門学校の教職員、都道府市区町村の職員、また、公共工事の発注責任協議会により認定された支援技術者などということになっているんです。これが入ってないんですよ。これ問題ないんですか。

これ、村と協議会のほうで協議をして選定しているはずですし、当時、この委員、いわゆる入札のときですね、村の担当職の職員も参加していますから、これには。ですから、私聞いているんです。問題ないんですか、法律的に。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 社会福祉協議会に、まず入り口論ですね。要するに、運営経費とかなんかについては、役場で保育所をつくった場合は出ません。それを社会福祉協議会だったら出ると、要するにアウトソーシングが進んでいると。そういうことで、入り口からやっぱりそういう有利な方法に、社会福祉協議会にとってはなかなか容易じゃないところをお願いされたというふうになります。

それで、そのためには、いろんな情報は国も県もして、これも会計検査を通ったり、そういうこともありますので……（不規則発言あり）大事だと……

○議長（白岩征治君） 村長、問題あるか、ないかについて。

○村長（佐藤正博君） 問題ないと思っております、私も。（不規則発言あり）はい、ないと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、村長のほうから問題ないと言っていますので、私もこれ勉

強不足でわかりませんが、これはやっぱり私は、いわゆるマニュアル、国交省がつくったマニュアル、そして地方自治法を全部読んで、また勉強してやったことで、完全に問題あると思っていますから、これは意見違います。これ正式に、もう一回時間をとって、ちょっと調べていただきたいと思います。責任あるやっぱり答弁いただきたい。

なぜか。これは、いわゆる技術提案を出した業者の方々は、何時間もかけて勉強をして、苦勞をしていろんなものを作って、そしてその技術提案書をつくっているんですよ。これについて、その技術提案書を審査するにふさわしい方が審査しなかったら、いわゆる技術提案をしてきた方々に対して、大変失礼な話なんです。だから、私は言っているんです。

だから、この問題について、議長、若干時間を割いて、本当に問題がないのかどうか、確認していただきたいと思います。これは重要な問題です。

#### ◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） それでは、調査のため、午前11時15分まで休憩いたします。  
(午前10時44分)

#### ◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午前11時15分)

- 議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。13番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） ただいまの、メンバーの中に大学教授とかそういう人が入っていないんじゃないかと、どうなのかというお話でございます。

今ご指摘のとおり、メンバーには大学教授は入っていません。ただ、これは、施行マニュアルというか、そういう中において大学教授は入るべきであるとか、いろいろ書いてありますが、果たしてそれ、別な学識経験者がいますが、それをもって直ちに違法でだめだとか、そういう確認はできませんでした。

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

- 13番（佐藤富男君） 確認できなかったということでございますが、これはきちんと確認しなきゃいけないと思います。

なぜか。それは、この業者の方々にとって、その技術提案書をつくるというのには大変な労力が要ります。そして、それだけ命をかけて、そしてそういった業務に携わってやっているわけですから、これが曖昧な中で自分たちが出した技術提案書が審議され、また、ある意味でいうと、法にのっとらないで勝手にやられたとなると、これはもう業者との信頼関係に影響しますから、これはきちんとしなきゃならない。

それで、この中にこういった、マニュアルの中に入っております。「総合評価を実施するに際しては、かならず外部の学識経験者を2名以上入れた第三者委員会で客観

性、透明性の高い落札者決定プロセスを経ることが義務付けられています。」となっているんです。義務づけられている。

ですから、議長、これは非常に重要な問題でございます。村長は必要ないと言いましたけれども、その必要ないという根拠となる法令、国の法律、また条例、または要綱等ありましたらば、村長のほうからお示し願いたいと思います。それがお示し願えないのであれば、議事進行はできません。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 確認できないというのは、これからもいろいろ、ご指摘のとおり、やっぱり仕事はちゃんとやるということになりますので、もちろんこれは事業として会計検査も受けることになるし、そういうことにこれから進んでいきます。

1つは、やっぱりマニュアルにのっとってやるということもそうですが、基本的にその審議は既に社会福祉協議会という法人の中において粛々とやってきているものというふうに私は思っておりますので、それは議員ご指摘の部分もありましようが、それはそれで進んでいこうというふうに思います。直ちにこれが、あれがどうこうというやつを書類とか出せと言われても、そう簡単には、にわかにはできるものではありませんので、それはご容赦いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これはやっぱりだめですね。議長、これね、私これ言いたくなかったんですが、村長がそこまでしらを切って、そしてまた私たち議会の、我々を軽視するんであれば、これ申し上げざるを得ませんけれども、今回の総合評価方式を取り入れたのは、いわゆる社会福祉協議会の、お名前はつきり申し上げますと常務さん、そして村のほうでは福祉課の課長さん方が協議をして、そしてそこで、いわゆる総合評価方式にしましょうということを決めたんですよ。

ところが、私は、福祉課の課長の立場で、総合評価にするとかしないとかと決めるだけの勇気もないだろうし、権限もないと思うんです。これは、あくまでも村長からそういう指示があって、福祉課長がそのように行動したと、私はそのように理解していますので、だとすれば、村長が総合評価方式を取り入れた。そして、その評価方式を、国のいわゆる指針に沿わないでもしそれが行われたとすると、この透明性・公平性、そういったものにこの入札そのものが整合性なくなってしまう。そしてまた、この入札に真摯に取り組んできた業者の方々に対して、村は背信行為になってしまう。

ですから、この問題をきちんと業者の方々にも納得してもらえるように、これは学識経験者が2名いなくてもよかったですよという、きちんとした答弁をここでもらえるまで、私はこの一般質問を続行できません。議長、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この仕事のやり方ですね。制限付一般競争入札のバリエーションの中において、いろいろマニュアルが出ていますが、これはやっぱり制度として定着していくという中身において今やっているわけでありまして。

1つは、村は補助金を出してやっていただく、そして社会福祉協議会に頼んで、そしてこの建物をつくってもらい、運営してもらおうということでやっております。これは、やはり法人として社会福祉協議会、ちゃんとした法人でありますので、法人は村という法人と社会福祉協議会、独立した法人で別法人であります。

ただ、ちゃんとしたそれに準拠して対応しているというふうに思って、その中において既にこのやり方、あるいは内容が、先ほどいろいろありましたですね、随契の話からいろんな話。理事会、評議委員会を経て、そして皆さんの説明と合意があつてここまで来ております。

ここにおいて、今言われたように、それもいいですが、しかし、それはそれ、団体の違いといったものについてもちゃんと配慮すべきでないかというふうに思っているところでございます。

ただ、ご指摘の部分については、やはりこの仕事をちゃんとやっていくという中においては、いろいろ調査も当然私もしていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 再度申し上げますが、我々は地方自治法にのっとり議会の議員になっております。そしてまたこの議会も、地方自治法、また会議規則等、いわゆる国の法律、そしてまた村の条例、規則、そういったものにのっとり行われているわけございまして、その辺の井戸端会議やっているわけじゃない。そしてまた、村の、村民の方々のいわゆる税金、貴重な税金を監視、どのように執行されているか、そしてまた法令上、きちんと法に従って執行されているか、これ監視するのが役目でございますから、これが納得できない以上、これはきちんと村側から納得できる答弁いただけるまで、私はこの一般質問続行できません。

議長において、きちんと村長、執行部において、これでいいんだという国の法律、また条例、そういったものがあるのであれば、きちんとお示し願うように要請していただきたい、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていますように、今のお話については、調べることは当然します。今のやつ、果たして違法なのかどうかについては。ただ、このために、この議会が時間が延びたりということは不本意であります。それは、やはり議員のご意見ということであるならば、この法人の中においてそういったしかるべき手続といいますか、やっぱりやられたほうがいいのじゃないかというふうに思います。それはどうなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そういうね、私個人的な感情というか、個人的なものじゃなくて言っているんで、国の法律にのっとり私はお話ししているんです。ですから、それについて私の個人的な感情ないですよ。ですから、そのことについてご理解というか、勘違いしちゃ困る。

そして、総合評価入札結果表においても、落札した決定基準においても、意見の賛



否は適切と書いてあるんです、「適」って。誰がこれ書いたのかということです。学識経験いないんですよ。

そして、意見聴取日が平成29年8月28日になっている、これもどういうことなんでしょうかと。そして、落札者決定の際の意見聴取も不要となっている。いわゆる学識経験者がいない中で、こういったことがまかり通るということは、我々議会人として認めるわけいかないし、きちんとやっぱり法律、条例にのっとった会議ですから、法律、条例にのっとった回答をいただけるまで、議長、これでは私は続行できません。

また、私はね、恐らく村民の方から、また佐藤富男が議会もませているとか、保育園反対しているとかって、またそういうふうに言う方もいるでしょう。しかし、私、言われたとしても、私はいわゆる村の税金、そして貴重な税金を1円たりとも無駄にしない、そして法令にのっとって公平・公正に行政が行われるように私は言っているだけです。

以上、よろしく願い申し上げます。

- 議長（白岩征治君） 先ほど村長から、法的な確認がまだできないということでお話がありまして、今、質問者からは、これを明確にしてもらわないとうまくないということでございますので、ここで午後1時まで休憩いたしまして、そしてその間にきちっとした法的なことを示していただきたいと思えます。

◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） ここで、午後1時まで休憩します。

（午前11時25分）

◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

- 議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。13番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 施行令に書いてある有識者の話ですね。結論から申しますと、十分というか、根拠を示せということですが、まだ今のところ見つかりません。

なぜかといいますと、やはり地方自治法にのっとる法人である村、あるいは社会福祉法にのっとる法人としての団体という法人、同じ地方自治法のかかわり具合ですね、完全にそういうことなのか、あるいは別な意図が、意味合いを出せるのかということがいろいろあったり、あるいは補助基準とかいろいろあります。今言われたやつが直ちにこれで本当に違法かといったことについては、なかなか結論が出ないわけであり

ます。

結局、しかし、お話のように、ご疑念を持たれるということについては、調べるという必要性、もちろん私もすっきりしないのは嫌でございますので、やっぱりよく調べる。社会福祉法人の上級官庁、あるいは自治法との関係、あるいは新しい入札制度のやり方の提唱している部分ですね、そうしたところをやっぱり調べるということは、

やっぱり法人にいろいろ聞いたりということもありますので、時間がかかるわけでございます。

ここで、議員が終わるまで待っているとと言われても、ちょっとそれはできませんので、これはこれからいろいろ調べて、法人のほうからも当然ということもあるでしょうし、私のほうも調べてお答えしたいと思います。ただ、すぐにこうだからというやつはなかなか出ませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 事が結局、いわゆる今回の総合評価方式の入札そのものが、果たして本当に有効だったのかどうかという根幹にかかわる問題を含んでおります。場合によってはこれ、再入札ということも場合によってはあり得るんじゃないか、ないとは言えないと思うんです。

どうして私がまたね、ここではっきり申し上げておきますけれども、私は西郷村の議会、そしてまた文教厚生常任委員会から依頼というか、選抜されて、社会福祉協議会の監事の地位にあります。これは、議会を代表して行っております。そしてまた、議会においては、私はいわゆる監事ですから、理事会においての物事の決定の執行者としての権限は一切ありませんし、議決権もありません。

ただ、今回は、私は議会議員として、いわゆる地方自治法、そしてまたさまざまな経費の節減も含めて、適切だったかどうかということについてお伺いしているわけでございます。

それと、村と社会福祉協議会の問題について、ちょっと私はここで、どうしても村長のほうで納得できないのであれば、私もまた村民の皆様方に情報公開ですから、あえて、本当は言いたくなかったんですが、申し上げますが、今回の総合評価方式は村の主導で行ったと、これは明らか。その根拠としては、実は社協の常務さんがこのように申しております。平成28年ですか、去年の4月か5月ころに社会福祉協議会の事務所で、中山常務、それから局長、それから村役場の課長さん、また、一職員さん、そしてそこに一条工務店の営業の方、それから南條設計さんということでの協議された。そこで、いわゆる彼らの業者の方から、営利を度外視して貢献しますからお願いしますということで、何か村のほうでは随意契約に南條設計に決まったんだということ言っているんですね。ということは、これはかかわりとしては、まるっきり村が主導していると言っても同じ主導なんです。だから、社会福祉協議会の仕事であるというふうに分離するわけにいかないんです、これ実際のところ。

そして、実際に設計も決まらない段階で、一条工務店の営業の方が社協に行って話に加わっていますけれども、これだって私すごい疑問に思っております。

本当にこれ、先ほど申し上げましたが、やっぱり今回の入札の総合評価方式で熊倉保育園のいわゆる契約そのものの有効性、そしてそういったものも含んでいます根幹にかかわる問題ですから、これ今日答弁いただかないと、私も納得できませんので、議長において、この問題について、今後これらについて、議会運営委員会でどのように処理すればいいのか、確認していただきたいなと思います。私自身もここで答弁い

ただかないと、これはやっぱり実際前に続行できませんので、よろしく願いいたします。

- 議長（白岩征治君） ただいま13番佐藤富男君より、この問題についてはっきりとした返事がないと先に進めないということでございますので、大変難しい問題でございますので、ここで議会運営委員会を開催いたしまして検討したいと思っておりますので、議会運営委員長、よろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） それでは、これより午後1時半まで休憩いたします。

（午後1時06分）

◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時30分）

- 議長（白岩征治君） ただいま議会運営委員会を開催いたしましたが、まだ審議中でございますまして、もう少し時間が欲しいということでございます。

◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） これより午後2時まで休憩いたします。

（午後1時30分）

◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時00分）

- 議長（白岩征治君） ただいま議会運営委員会を開催していただき、本日の議事の進行についてご協議をしていただきましたので、結果について議長より申し上げます。

ただいま議事日程第1、一般質問、通告第8、13番佐藤富男君の一般質問の途中ではありますが、執行部の答弁に際し、なお時間がかかる見込みであります。

よって、13番佐藤富男君の一般質問は一旦ここで打ち切り、明日に持ち越し、本日は次の通告第9、14番大石雪雄君並びに通告第10、7番藤田節夫君の一般質問を進められたしとのこととあります。

なお、おはかりいたします。

ただいまのとおり、本日の一般質問の順番を入れかえた上、13番佐藤富男君の一般質問は29分残し、明日12月12日午前10時から会議を開き、一般質問を続行することにしたいと思っておりますが、このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の議決

- 議長（白岩征治君） なお、あわせて本日の会議時間を午後7時まで延長したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後7時まで延長いたします。

それでは、通告第9、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 1 4 番 大石雪雄君

1. 森林除染について
2. 農業政策について

○ 1 4 番（大石雪雄君） 1 4 番。一般質問を始めます。

最初に、森林除染について。なぜ森林除染を進めないのか、その根拠を示せということで通告してあります。

以前の話になりますが、除染だということで、私は除染対策課のほうに行って、森林除染についてとお伺いしたところ、農政課だということでありました。それで、農政課に行きましたが、農政課のほうではそれらしきことだということで、そうなんだなど、そのように思いましたけれども、西郷村例規集を見ますと、総務課各係の分掌事項として載っている農政課には、除染については掲載されておりません。除染については放射能除染課のほうに載っておりますが、どちらが本当なのか、その辺を1番目にお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 1 4 番大石議員の一般質問にお答えいたします。

確かに、除染に関することということで、放射能対策課のほうに掲げてございますが、全ての項目、細部にわたって挙げているわけではございませんので、上級官庁あるいはそのときの組織の状況によって変わってまいります。

それで、森林に関しましては、林業に関することというのが農政課のほうにございます。行政組織規則のほうですね。それと、放射能対策課のほうでは、住宅の周り20メートルとか、それから一般的に出入りするようなどころについては放射能対策課のほうで除染をやっておりますが、森林本体に関しましては農政課のほうということで、組織上振り分けをしておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 1 4 番大石雪雄君。

○ 1 4 番（大石雪雄君） 昼のNHKのニュースを見ておりましたら、ちょうど今日が6年9か月だという日であります。そういう中で、6年9か月たった中で、たとえ森林に対する枝落としに対する農政課の仕事が入っているとしても、やはり例規集の中にそれらしき内容は入れておくべきではないのかなど。まして、人命と身体と財産を守っていかなきゃならない行政が、どちらが被害者かわからない中で、生活の除染だけが除染ではないと私は思うんです。

そういう観点からいくと、もう既に森林除染に対しては執行部は考えがなかったのかなど、そのような気持ちでおりますが、村長はいかがなものですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 4 番大石議員の森林除染についてお答えをいたします。

森林除染、諦めたのかという話でございまして、最初から、これは放射能降って湧いた、あるいは原因者が国と東電だということなので、全部村はやらないと、やってもらうという立場でいたわけでありましたが、環境大臣のやっぱり地方自治体も頑張ってもらってほしいということにおいて、これを協力することになったと。

そうしますと、やっぱり降ったところは、空気といいますか、浮遊物でありますので全部及ぶということでやってきて、宅地あるいは隣辺部20メートルまでいったわけであります。これは、健康被害とか、やっぱり一番被ばくというか、受けやすい部分を最初にやったわけでございます。

残っているのが森林と河川となりますが、河川はご存じのように、大雨が降ると、あの粘土質みたいなところにセシウムが入ってしまって、それが自分自身じゃなくて、土と一緒に下流に行くということがあって、一時期は最初はそう思ったんですが、自然減衰以上の移動があって、また大いに変わっております。

山林も、そうしますと、やっぱり人が入る頻度の問題、それから大面積であること等もあって、なかなかオーケーしなかったわけであります。

しかし、福島県全体とすれば、やはり一日も早くもとに戻してもらいたいということやを常々申し上げて、この村ももちろん国に対して要望しておりました。そして、環境省あるいは農水、いろんな各省にもやってきたわけではありますが、なかなか現在に至っております、思うように進まない状況でございます。しかし、本当にもとに戻るまではということがありますので、引き続き言っていくというスタンスでいきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変失礼しました。除染対策課、放射能除染課ではなくて、放射能対策課と訂正させていただきます。

今、村長の答弁は、多分農政課で書いた答弁だと思います。私は、農政課が書いた答弁は答弁ではないと、あくまでも放射能対策課が窓口だと。というのは、例規集の中で既にその仕事の内容が書いてあるからであります。

6年9か月もたって、なぜ指揮命令が統一されたものになっていないのかが、私は不自然に思います。

森林に対しては、村長、このようなものがですね、「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」ということで、福島県森林計画課から出ています。これは、農政課でやるべき仕事だと思うんです。これを、そもそも除染だと思って考えている農政課が間違いなんですね。これは除染じゃないんですよ。あくまでも、森林を保護して、それを生産して何というんですか、市場に出すと。そのための森林における放射性物質を調べていて、今、既に羽太では枝おろしをやったりしています。ですが、これじゃないんです、実際はね。これを除染だと思っているのは農政課なんですよ———とっていると申すけれども、そうは思っていないかもしれません。ですが、勘違いしていると思うんです。

村長が言うように、大変働きかけていると思います。だからこそ、ヨミウリ・オンラインを見ると、森林の除染範囲ということで、里山にまで拡大しますよと、政府方針が出ているんですね。ですから、やはり私は、村長の指示のもと、放射能対策課のほうに指揮命令を出してやっていくべきだと思うんですが、村長、どうですかね。まず基本だと思いますよ、私は。仕事を与えるところがね、どうなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 仰せごもつともだと思います。放射能のいろんな調整は、放射能対策課のところの一元的に集まるというのが基本であります。

ただ、お話のように、放射能対策課、図体が今一番大きいということで、各課から集まってやっている。これは時間がない、早く終わらせると、こういう意思のもとにこの組織をつくったわけでありまして。本当、早くこれを完了して、そしてもとの課に戻して、そして本来の仕事にいくべきだと私も思っているところでございます。

そういう中において、学校の除染とかいろんな、本当にどこでも降りますので、実は全部の課が関係するわけでありまして。そうしますと、通常の今回の里山の部分ですね。林道については林業がやっていて、実は同じ仕事をやるわけです。問題は放射能の拡散防止、基本的にはやっぱり外に広がらないようにとか、そういう意図のもとに多分、臆測するところ、山林除染と一緒にどかんとできないということをもって、やっぱりできるところからということの考えもあって、新しい事業としてのこの補助事業ができたものというふうに思いますので、これはそういう従来の放射能がない場合の仕事と似ているものについては、やり方はそっちのほうがいいだろうと思ってやっていたわけでありまして。

ただ、統一運用には、ご指摘のとおり、いろんな情報ありますので、それは情報として伝達する、あるいはそれに応えるといったものについては、1つのルートがあったほうが良いというふうに思って、それは放射能対策課の情報に基づいてやるということだと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 森林の何ですか、森林組合関係の森林の枝落し、それも村長が言うように、1つの除染じゃないかと。とれる節もあるけれども、もう、先ほども言ったインターネットで流しているこれについては、全然やっていることが違うんですね、これ。こんなにページありますけれどもね。

結局は、木材を大事にする考えでの除染なんですよ、私が受け止めるのには。ですから、羽太の近辺では大変大ざっぱにやっている模様ですけども、里山除染も政府方針で打ち出したのは2016年なんです。日にちまで書いてありますね、これね。ヨミウリ・オンラインで出したのは、2016年3月9日なんです。ということは、もう丸2年前に出しているんですね。2年前に出しているものに対して、村長はそれ、どこかで何とかやってもらわないといけないという反面、課はいっさい動いてないと同じなんです。すごい問題でしょう。

もうちょっとヨミウリ・オンラインで書いてあることを読ませていただきます。里山に拡大になったということですね。「このため政府は、森林を住民が立ち入る可能性のある里山とそれ以外の奥山に分類、里山内では急斜面など土地の流出が起りやすい場所を除き、日常的に人が立ち入る林道やキャンプ場、キノコ栽培場、炭焼場、散歩路、休憩所、駐車場などの除染を行う」となっているんです。村長、どこかこれやりましたか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（木村三義君） 14番大石議員のご質問にお答えいたします。

放射能対策課といたしまして、里山の除染ということで、各小学校5校にございます学習林の除染を行っております。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問をさせていただきます。

答弁書は農政課で書いていて、農政課長が答弁に出るんじゃないなくて、放射能対策課の課長が答弁に出るって、これどういうことなんでしょうね。これが仕事が徹底してないと、私は言いたいところの一つなんです。

村長、議会終わった後に、よく考え直してみてもいいでしょうか。

それで、私、土曜日、場所は差し支えあると思いますから、放射能対策課から計測器を借りて、村内を歩いてきました。道路除染して、確かに道路は、でも0.1、2なっているところはありますけれども、ちょっと行った減反した田んぼなんかは0.257かな、0.26近い放射能があります。本当に私、孫と一緒に放射能はないんだと思って信じていた場所が、ありました。

これは何だ、周辺除染したって、田んぼの土手もまずやりました。同じくらいですね。まず、近間からやってきたんですね、自分の住んでいる近間から。杉林のなか0.3、ちょっと荒れた土地、田んぼだったか畑だかわからない、遊休地か放牧地か何かわかりませんが、もう0.25以上0.6くらいまであります。

そして、これから先はいろいろ差し支えあると思いますから、歩いてきた場所はいませんが、0.97から0.25、0.7くらいありますね、人が集まる場所で。

結局は、先ほども言ったように、NHKのニュースで、6年9か月になりましたよというニュースの中で、生活圏の除染が終わったんだから、もう心配ないだろうと、それが一番心配じゃないですか。よく議員の方々が風評被害と申しますけれども、風評どころじゃないって、私は思っております。

それで、農政課のほうでは、何か所か計量されたと聞いていますけれども、その計量された数値を農政課の課長からお伺いします。村長、大丈夫。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話のように、1回除染したところ、また多分、雨が降ったり、土砂が移動して、ホットスポットになっている可能性がありますね。これはご指摘のとおりです。

今、除染が完了した後も、再び除染が必要となる線量について戻ってしまった場所があるんじゃないかということと同じだと考え（不規則発言あり）あ、そう。

除染が終わったところは、モニター行っております。平成28年度は黒川、川谷、それから平成29年度は長坂、東高山ニュータウン、東高山、伯母沢、上新田、下新田、やっております。ただ、今のところは事例は見つかっていませんが、それ以外のところで多分、議員は歩かれて、測ってみたら出てきたんだろうというふうに思いますので、引き続き再度、そのような線量が上がった場合はしなければなりませんので、



なお調査して、モニタリングを引き続きやっていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長はあれですね、やはり村長が言う除染したところ、除染したところでも0.1強くらいのがいっぱいあります。学童路とか、私はそれに沿ったね、どっちかというところ平地ですから、林だと思えます。杉の木のある下は大変高いですから、だから、その中に例えばタラの芽がなっていたと、とりに入るでしょう。ボール投げしたらボールが入るでしょう。何かこう、本当に除染終わったのかというのが、私は感じてきました。

本来、私の持論でありますけれども、下水道もしかり、高いところから低いところに流していくのが当たり前であって、甲子から特別下水地域かな、とかいってありますけれども、やはり海拔の高いところから低いところに流していくと同じように、林野庁を、除染しろといっても、これは大変でしょうけれども、やはりそれ以下の場所から本当は除染に入るべきだったのかなとも思うし、それでは生活圏が間に合わないんじゃないかなというのものもあるし、ですから、限らない、放射能との闘いは生涯続くんじゃないかなと私は思うんですね。

村長も今は健在、私も今は健在、時代が変わって新しい時代になったときに、多分6年9か月たっても、そのように放射能の数値が変わらないとすれば、私らが去った後、そして新しい時代の人たちが西郷村の中心的地位になってきたときに、何だと、あのときの村長は誰だと、あのときの議員は誰だったんだと、後継者に負の遺産を残す以上に、もっともっと心配な節が出てくると思うんですね。

ですから、村長のやれる範囲も決まると思うんですが、まず私が言いたいのは、森林除染をやれるかをはっきりしてくださいと。村長、はっきりしてください。何でプロがいる放射能対策課が、この森林除染には当たれないのか、その辺を考えたとき、とても不思議でなりません。

質問ぶり返しますが、生活圏があって、20メートル以内は何というんですか、放射能対策課でやっていますね。これ里山ですね。この里山自体がまだ手つかずになっているんです。ところが、これは最初やりませんよとなっていたものが、2016年3月9日から、ヨミウリ・オンラインを見ると、里山はやりますよと、拡大しましたよということなんで、繰り返しますが、そのような方向で村長にもぜひとも頑張ってくださいたいと申して、この質問は終わります。

さらに、農業政策についてであります。

村長、私ね、この時期まで、初めて農業政策に対して質問を入れたんです。ですから、間違いがあるときには、ぜひお叱りください。

それで、そんな中で、減反政策についてとWCSや飼料についてと主食米補助について、3点上がっているんですが、関連しますので、前後左右する場合がありますが、ご了承願いたいと思います。

まず、減反政策なんですが、平成30年で減反政策は打ち切りということで、マスクミ等で周知しているところでもあります。

最近、農業に対して、土曜日とか日曜日はテレビでやっているんですね、随分ね、減反が廃止になるということで。それで、大変関心を持っているところがあるんです。減反、あとは耕作放棄地、あとは何というんですか、つくらないところもあると思うんですが、西郷村で減反戸数ってどのぐらいあるんですか、まずその辺からお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 14番大石議員のご質問にお答えします。

減反の戸数でございますけれども、平成29年度で経営所得安定対策に加入されている農家が、全部で292戸の農家が加入しております。全体の加入率としましては、63.3%の農家が減反を実施しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、課長から説明がありました。減反の戸数は292戸だということで、全体の63.3%が減反なんですか。全農家の戸数の63.3%が減反しているということですか。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） これ、減反している方々には国からの補助は出ていたんですかね。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

まず、経営所得安定対策に加入をして、国から配分されている米の生産量以内に、要は減反達成している農家さんに対しては、水田面積に対して10アール7,500円の交付金が出ております。さらに、減反した田んぼでつくった作物によって、例えば新規需要米であれば10アール当たり8万円、その他飼料作物であれば10アール当たり3万5,000円というような減反の交付金が支給されております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、再度質問するんですけれども、これ減反でなくて、転作に入ってきているんですか。転作をすれば3万円出るとか、10万円出るとかという、転作のほうになるんですか、これ。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

以前は減反、要はお米をつくらないということで交付金が出た時期もございます。ただし、現在の経営所得安定対策の中では、必ず転換をなさないと。要は、米をつくらなければいいということではなくて、米のかわりに何か違う作物をつくりなさいというような形の要件になっております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 何か現時点では、平成30年に例えば減反が廃止されても、何ら問題ないということですよ。補助は出てないし、あとは転作の指導していただ

だというふうにしかとれないんですが、どうですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回の平成30年からの米政策の大きな変更というのは、大きく分けて2つあります。1つが、国から今まで生産数量の配分、各農家に例えば1ヘクタールの農地を持っていたら、60アールはお米つくっていいですよ、残り40アールについては違う作物をつくってくださいというような、生産数量の配分というのが行われておりました。それが平成30年からなくなるということが1つでございます。

もう一つが、転作を配分以内に米の生産を抑えた農家、要は転作を達成した農家がつくったお米に対して、10アール当たり7,500円の水田活用の交付金が出ておりました。それがなくなると。全国ベースで約750億円というような数字が出ております。

その2点が今回の改正の大きい点で、特に10アール当たり7,500円出ていました水田利活用の交付金がなくなるというのは、水稻生産農家にとってはかなり大きな、経営上の大きな重しになるんだろうというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 詳しいことを聞いても、理解できないところもたくさんあります。

そんな中で、転作には広義と狭義がありますね、課長。それで、そのような転作をした場合には、村の農家に対しては広義を指導しているのか、それとも狭義を指導しているのか、どちらなのでしょうかね。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） それでは、お答えいたします。

基本的に農政課としまして、特に経営所得安定対策に加入される農家に対しては、選択として、国の制度に乗ったほうが経営的にいいですよというような指導はしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、わけのわからない答弁していますから、私ちょっと話します。

広義では、種類の農作物を何年かごとに生産する稲作のように、ある農作物を将来的に再び生産することを前提として、その種類を変えることが含まれると。だから、米つくっていて、WCSつくりましたよと、野菜つくりましたよと、でも、米に戻ることができる。狭義ということは、何というんですか、飼料米、それからトウムギを行政が指導してきて、今度はこれつくったら生涯戻れませんよと、米作には戻れませんよということが広義と狭義だそうです。

どちらを指導しながら転作を進めているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 質問にお答えをさせていただきます。

今の議員さんのおただしの件でいきますと、例えば新規需要米については広義の指導というか、ということになるかと……（不規則発言あり）はい。それがまた米に戻るかということですよ。

畑地化をして、畑に対してまた……（不規則発言あり）田んぼですよ。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） もう一度質問します。

今、減反していたというところから、米をつくっていたところから、飼料米、トウモロコシ、野菜もろもろ、補助にかかわるものを転作したと。それをまた、米が高くなってきたから米をつくらうと、主食米をつくらうというのが広義であって、狭義というのはそれができないと言われているんですね。

だから、農政課としては、縛りのあるものと縛りのないものとの転作をしているんですかということなんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） それでは、お答えさせていただきます。

今年度まで、平成29年度までにつきましては、国から生産数量の配分がされて、達成した農家に対して米の直接支払い交付金が支払われていたということで、いわゆる米には戻らないような支援というか、指導というかを実施をしておりました。平成30年からにつきましては、国からの生産数量の配分がなくなります。さらに、転作を達成したご褒美みたいな直接支払いの交付金もなくなりますので、基本的には自由ということで、平成30年以降については狭義の支援ということになると思います。

ただし、これがですね、現在、今まで直接支払い交付金できてから徐々に、特に去年ぐらいで需給バランスがとれまして、米の値段が高値で若干安定しております。恐らく、平成30年産についてはかなり下がるだろうというふうに予測されていますので、そうならないように、やはり転作をして、経営を安定させていったほうがいいというような指導、具体的には新規需要米、特に西郷村だと稲のホールクロップサイレージなんかの振興を図っていくというのが、政策の基本になるかというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 飼料米も、農業ジャーナリストによると、よかれとするところから、これからの問題点ということで書かれていますよね。これから、転作されて飼料米をつくっていただいて、最大の問題は、補助金がなしにはこの仕組みが成り立たない点が、飼料米の農家も畜産農家も、補助金がいつまで続くかという不安定があるということで、農業ジャーナリストは書いております。

結局、減反が廃止になって、そしてWCSも10キロで30円か、補助金が8万円ということになってきていますけれども、補助金が切られるようなことはないんですよ、どうですか。今後、補助金。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一番の核心の話し今しています。減反をなくして、自由な取引を

みずからやるといった場合は、そう簡単ではありません。もともと国家として食糧管理制度があつて、国家が保障していたという仕組みが変わって、食糧がなくなって自由に、ここで大問題が起きた。今回は、減反をなくしてどうするんだという話をしたときに、もう各県、いや、東北6県は県で生産調整の目標を示すと言っていますね。どこかが音頭とりをして、国家全体が動かなければ需給バランスはめちゃくちゃになります。

これをどうするかということをやっぱりポイントに置く。同時に、天候と価格、国際競争に落とされた場合は、やっぱりどこかがこのセーフティゾーンをつくらなければという部分の一番が今言われた部分です。

この前、東北農政局長と市町村長の話がありましたので、局長に言いました。補助金は10年動かすな、やっぱり今の部分が前提として動かざるものがある、その中で天気の勝負、あるいはみずからの法人の立ち上げ、あるいは集落営農、全てを満足するためには、やっぱり前提条件を崩してはならない。

同時に、この前、自民党本部の農林部会に行ってきました。あそこでも同じことを言いました。やっぱり、そう簡単に、猫の目と言われないように、皆さんやっぱりほかの自治体も同じです。やっぱり、そこの寄って立つところをそう簡単に変えないでいただきたい。同時に、新しい制度に移行するにしても、やっぱり農家の判断が、いっぱい出てきて迷うような部分は、なるべく小さくしてもらいたいということを今お願いして、10年は反故されまいということをお願いしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 減反は、全土の農地の30%は減反するんだということで、私の記憶が正しければ、そういう話も聞いております。

それで、なぜ今そういう話を聞いたかということ、やはり農業ジャーナリストの青山浩子さんという方が、経済観測で書いてあるんですね。それで、国の飼料米生産目標である110万トンに増やすには1,700億円程度の補助金が必要なんだってね。

そうすると、結局、米——西郷全体で考えるんじゃなくて、これは国全体で考えていくべき問題であるから、村長にお伺いすることもないんですけども、結局、主食米よりも飼料米、トウモロコシ、そのほかもろもろやったほうが補助率がよくて、まいたトウビキでも何でも1束3,000円で売れるんじゃないかなというところからいくと、それがよくて、皆さん進んじゃうんじゃないかと。それで、国はもう1,700億円程度までしか、もう上限はないですよということなんですね。

ですから、ここで村長とその件について言い争っても、激論しても、私としては時間の無駄遣いだなと思うことなので、ぜひ私の提言も村長に頭に入れていただければいいのかなと、そのように思います。

次ですけれども、食料米も、何か西郷村の村民は新米を飼料米に——村長、飼料米にして売っているというんですね、これ全国なんでしょうね。自分は古い米を食っているんですけど。米余りなんですね。結局、古い米は家畜に食わせることできないから、新米に出たものを切って、それを出してという形なんですね。

ですから、そういうふうになっていくと、ここで村長とまた討議し合う場所ではないと思うんですが、やはりある程度の線引きはしておかないとまずいのかなと思うんですけれども、どうなんですかね。

過剰米をやはり食べさせないで、主食米として作付した品質であっても、飼料米に転用すれば補助金を倍増するという対策を打ち出しているということです。ですから、ちょっと考えられない状態ですね。

そういう観点からいくと、WCSなんですからけれども、今年度の戸数、それに対応している農家の数、そして平成28年度の農家の数、平成27年度のWCSに対応している数値を見れば、おのずから、それだけに転作として動いているのかなということも察知するところであります。

ですから、農政課長、それ、よく判断していかないと、補助金を当てにしている、補助金がいつ打ち切られるかわからない、ましてTPPで、何で10キロ当たりが30円だというと、輸入するトウモロコシがね、村長、家畜に食わせる輸入するトウモロコシが、1キロ当たり日本円にすると30円だそうです。

そうすると、TPPで関税が廃止になったら、どうですか、村長、トウモロコシも安くなるでしょう。そういうふうないろんな角度で今は、関税廃止でいろんなWTOとか、横文字で言われちゃうとちょっとわからないんですが、政策として出てきます。

ですから、私が言うのは、泣く農家が出ないようにしてほしいと。一生懸命やって機械入れて、そして一生懸命村のために、何ですか、WCSつくったりトウモロコシつくって、補助金打ち切りですよと言われたらどうなるのかな。

なぜ私が心配するかというと、西郷二中というのは、夕狩の子どもさんと同級生がいっぱいいるんです、一緒に学校ですから。田部井課長も恐らく夕狩から来ていると思うんですが。酪農が多いんですね。それで、酪農家が言うには、国の補助ってとんでもないときに打ち切られるって。だから、調子に乗っていいだろうっていくうちに、打ち切れちゃうというのがあるみたいです。

それを振り返ってみると、昨日、私は栃木県の道の駅、皆さんが行くようなじゃない別な道の駅へ行きましたが、ミルク何とかという米が10キロで3,000幾らなんです。3,800幾らだか3,900円かな、4,000円近かったんです。そうすると、1俵どれくらいに換算できますか。

そして、今度は米がいいとってみんな米にずれると、またこっちがいいとなったら大変なことになるなど。だから、ある程度しっかりした位置づけでやってほしいなど、そのように思うんですが、村長、どうですかね。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村民の最大幸福を狙うと言った手前、何をもって経済的な安定を図るのか。もちろん、産業にという中において、今の第1次産業の米作、米ですね。米がさっき言ったとおり、変遷を来したと。なおかつ、1俵も食わなくなってきた。食べ物の変遷もありますが、やっぱり農家として安定的に所得をといった場合は、今までの米一辺倒ではだめだし、あるいは減反もしなければ、米が安定的な値段、安定

しないと。

今、自由にしたらば、やっぱり農家がみずから判断して、そして安いものはつくらないし、高いものにいくだろうと。そうしますと、今言われたように、ミルクキーンが1俵3,000円になればいいといった話も当然出てきます。それで、できるならば輸出もしたいとまで言っております。ただ、これは全体的に成立するかどうかという問題が大きな問題あります。

1つは、やっぱり需給バランスどうする。これは、減反やむを得ないとするならば、誰が音頭とりをしてやるのか。みずからということだけでは、いろんな問題が出てくるだろうというおそれが1つあります。

もう一つは、じゃあ、米をやめて、別なお金をとりましょうといったときに、夕狩の話多分出てきます。WCSの補助金の前提は、畜産農家と契約してくださいと。それ以上、必要な部分以上はつくったって補助金出しません、これがネックであります。

今回、由井ヶ原のこの前、農水大臣賞をもらった畜産農家は、これまではやっぱり草地造成と食料である草を、あるいはデントコーンを一生懸命やっていたわけです。なかなか、しかし、これは人手がかかりますので、高騰化した場合は人手のほうが高くなっちゃってということになって、外国の牧草を買うしかない。一番高いときはキロ40円台の後半までいったことがある。

よって、今どうなのかといった場合に、じゃあ、WCSにした場合に、それより大幅に安くてできるだろう、好みのものもいろいろできるからということもあって、今の水田利用が成立しているわけであります。

そういうこともありますので、農家経済の安定化のために、集落営農とか、あるいは全部が農家でいられなくなります、これは。誰が土地改良施設を持っているのかということも含めて、一番いい選択をしていかなければなりません。そのいろんな話し合い、情報交換、あるいは国に対する要望、いろんな意味でやっていきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私、村長の答弁、理解します。

それで、ミルク何とかというのはちょっと忘れちゃって、村長のほうはちゃんと名前を知っていたということで、驚きもありますが、そのほかの米もやっぱり3万8,000円からなんですね。

そうすると、WCSをつくっている飼料米と総単価と、米の総単価はどうなんだというところに私はびちるときたんですね、考えがちょっと似通っているなど、総料金にすると似通っているから、米のほうが高いのかな。そうすると、一番損するのは米をつくってない私らなんですね。

WCSに合わせて米が上がって行って、WCSが上がって行って飼料米が上がっていくと、また米が上がっていくと。じゃあ、田んぼつくってない人って、いや、こんなに今年は米高いのかって、玄米ですからね、玄米で4,000円近いんですから。それを村長に言っても、村長も頭を痛めるだけだなど、そのように思います。

それで、村長ね、これ最後の質問になるか何だかわからないんですが、須賀川、郡山はパイナップルをつくっているそうですね。今、それ、何か補助が出て、パイナップルの生産が激しくて、すごいそうです。ぜひやったらいいんじゃないですかそれ、道の駅じゃなくて、その直売所で。すぐに商品化になりますよ。

ですから、村長、職員を派遣して、少し勉強していこうと。そんな機械貸してやったり、機械の補助つけてね。すぐそばあたりにも何か村で、今度できる直売所のための何か開発しているなんていうのも聞いていますけれども、それ以上にほかのいいところも盗んだらいいんじゃないですかね。盗むって、何々を盗むんじゃないで、案を盗んで、補助もらってパイナップルをつくって、パイナップルがすぐ売れたら、そしてそれを楽しみにして買いに行く人がいたら、両手万歳になると思うんです。簡単でしょう。

そういうことで、農業に対する素人の考えで、結局、教科書どおりの話はしていませんけれども、やはり農家は第1次産業であって、農家の人はお金を持ってられないそうなんです。米できると酒買ったり、まだ乗れる軽トラックを交換したり、ですから、第1次産業であって、基幹産業なんですね。どこかの市の市長が、当選したらすぐに、私は基幹産業である農業を重点にやりますと言っていました。

ですから、選挙に出るとき、私も言いますが、農工商一体の村づくりだと。そういう言葉で言っても、大企業優先の日本であって、中小企業はもうひいひい言っている工場もいっぱいあります。商業者も、8番議員が言うように、老舗が一切なくなってきていると。

そういう中で、考えるところたくさんあるなということで提言して、質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後3時20分まで休憩いたします。

（午後2時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第10、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。



◇ 7 番 藤田節夫君

1. 介護保険事業について
2. 住民税特別徴収通知書へのマイナンバー記載について

○ 7 番（藤田節夫君） 7 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、介護保険事業について伺います。

第 6 期介護保険事業もあとわずかとなりました。第 6 期計画では、地域包括ケアシステムの構築と認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症施策の推進と村が抱える課題と現状を踏まえて計画を立て、実行してきたと思いますが、これまでの計画の到達点や反省点などの審議をすることもなく、次の 3 か年計画に移行してしまうというやり方で、検証しないままに進めてきたように思います。

第 6 期計画が村民や利用者にどのような影響を与えたのか、また、到達しなかった事業は継続して次期計画に生かしていくなど、審議会での話し合いが必要だと思いますが、これまでの実態と今後のあり方についてまず伺います。

○ 議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○ 健康推進課長（長谷川洋之君） 7 番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、質問第 1 の 1 点目、第 6 期計画の検証と第 7 期介護保険事業計画のポイントについてのご質問にお答えいたします。

まず、今ほどございました介護保険運営協議会のあり方についてのご質問だと思います。

これまで、介護保険運営協議会につきましては、議員おただしのとおり、主に改定時期につきまして会議を開き、実績等を踏まえて、新しい計画を策定する形で行ってまいりました。第 7 期の策定に当たっても、今回このような形をとっているところでございます。

先ほどございました検証等を行っているのかという部分でございますが、事務的な検証等は行っておりますけれども、目標に対する実績値が幾らであるとかそういう部分について、確かに村民の皆様方にお示しをしているかと問われれば、その部分については会議の中ではお示しをしていますが、最終的に次期介護料金について等の発表するまではお示しをしていないという状況でございます。

これにつきましては、第 7 期の介護保険計画策定に向けてということで厚労省のほうからも出されておりますけれども、保険者機能の強化と地域マネジメントの推進、そのような意味からも、目標達成に向けた活動、改善に対する取り組みの実績評価をして、必要な見直しも行いなさいということになっておりますので、まずその部分については、次期 7 期につきましてはそれに合わせて会議のほうも実施していくという考えでございます。

さらに、西郷村介護保険条例第 3 条に所掌事務、「協議会は、次に掲げる事項について審議する。」ということございまして、1 番目に、介護保険事業計画の進行管理に関する事。それから 2 番目に、その他介護保険に係る重要事項に関する事と

記されておりますので、ここの部分について、今までの会議のあり方等も含めて、改善しながら進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。これまでは検証しなくて、ここに来て、第7期がもう来年度から始まるという状況で、私も審議委員になって何度か出席してきましたけれども、協議会では計画を立てて、みんなで話し合っただけで答申するという事になっているんですけども、この3年間、検証しないままに、またその次の事業計画に移っていくということは、これはあってはならないのかなと。

また、協議会の皆さんが一生懸命答申しても、3年間でこれをやってほしい、中身を検討して、村に対して要望しても、これが実行されたのか、実行しないのか、なおかつそのまま、何も知らないままにまた第7期の計画をしていくというようなことは、先ほど課長も言われましたけれども、事務的には話し合われているということですけども、やっぱり最低でも運営協議会で話し合っただけでないと、最低年に一度とか、3年目になるので、3年目で4年目の計画と検査がダブっちゃいますけれども、そういった意味では、1年目、2年目に検証して、次の検証を計画に入れていくというようなことをやっていっていただきたいと思います。

それで、課長ね、今後そういった形でやっていきたいということなので、次にいかせていただきますけれども、第6期介護保険事業計画書に基づいてお聞きしますが、この計画書では、高齢者世帯の状況ということで、平成26年2月に、65歳以上の介護認定を受けていない高齢者と要介護1・2の認定を受けている高齢者を対象にアンケート調査を実施していますが、この中の項目で、住まいの不便なところの回答を見ると、一番多いのが「浴室の浴槽等が不便」21%、次に「階段の上がり下がりが大変」20%、「段差があるため移動が大変である」が16%、また「手すりがないので移動が大変」13.7%の結果が出ています。複数回答になっているので、実際の人数はわかりませんが、これだけで70%です。612人もの方々が「不便を来している」と回答しております。

村では、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業として、改修工事に助成をしていますが、このような方たちに指導はしてこなかったのか。また、村にはほかにも福祉サービスがあり、利用実績について聞いていますが、ほんのわずかの方たちしか利用しておりません。しかし、今後、利用したいですかという問いに対して、結果は3割から4割の方たちが「利用したい」と回答しております。

このアンケートの実施された文面が計画書の中に出されておりますけれども、西郷村で福祉サービスということで、いろんなサービスがあります。しかし、このアンケートによると、はり・きゅう・マッサージ助成が5.6%しか実績がない。でも、今後受けたいという方は40.1%もいる。見守り安全ネットワークでも3.3%、でも受けたいという方が26.4%、そういった意味で、ほとんどの方がね、これ2%、多い人で7%ぐらいですか、この福祉サービスを利用しているの。

それで、実際に受けたという方が、4割の方が回答しているんです。ということは、サービスがあっても、実際には高齢者の方に行き渡ってないということが言えるのかと思うんですけども、そういった意味では、担当課としてこれまで、どういった指導をしてきたのかということでお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほどありましたやさしい住まいづくり、こちらの65歳以上の高齢者または40歳以上65歳未満の介護認定者、世帯主の主たる生計維持者が児童手当所得制限以下の方というような規定がございます。

議員おただしのように、平成28年度でいいますと、手すりの取り付け63件、段差解消24件、床材の変更3件、おトイレを和式から洋式にかえる件が2件、扉を取りかえるという件が3件の、95件ほどの改修がございまして、助成件数は78件で775万円ほどの支出をいたしております。平成29年度につきましても、11月30日現在で69件申請がございまして。

確かに、こちらの第6期の介護計画を作成する段階におきましては、議員がおっしゃるように、特にやさしい住まいづくりに関しては、32.2%が利用したいのに、2.2%しか利用してないという結果が出ております。これは、おただしのとおり、この支援を村民の方が知っていないということだと思っております。

昨日の一般質問で、外出支援関係につきまして答弁させていただいたんですけども、その中で、平成25年から始まりました高齢者トータルサポートの事業で、各65歳以上の方を一人一人回って、その状況を聞くという事業を行ってから、少しずつ村の支援制度につきまして利用者が増えまして、利用される方も同じように増えてきたという状況にあります。

チラシとかそういう部分でも広報はいたしておりますけれども、やはり直接お話をして、困っている点はないですかということでお話をするというのが、やっぱり一番こういう事業をわかっているのにはいいのかなと私ども考えておりますので、この後も引き続きその事業も行います。

それから、広報につきましても、どうすればこういう事業をやっていますよということが村民の方に伝わるか、それらも検討しながら、さらに利用される方を増やしていくというと、ちょっと言葉が違えるのかもしれませんが、利用していただくということでやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。せっかく村でこういった福祉サービスがあるので、ぜひこれ、多分知らないから利用してこなかったのかと思うんですけども、こういったことを本当に知らせていかなければいけないのかなと思っております。

高齢者トータルサポート事業ですか、これによって職員も増える中で、直接訪問して話を聞いて、こういったサービスがあるよということで、最近が増えてきたということなんですけれども、実際、本当にこれだけいいサービスなので、これだけしか利

用してないというのは本当に大変なことで、村としては損失なのかなど。こういった利用することによって、介護予防にもなるし、村も活性化していくのかなど、私はそう思うんですけども、今後ともこういったことを、高齢者の方々にサービス事業を知らせていくということを進めていただきたいと思います。

次に、外出時の移動手段についても聞いておりますが、74歳ぐらいまでの方は自分で運転をする人が多いのですが、年齢層が上がるにつれて「人に乗せてもらう」が増え、「路線バスを利用する」人はわずか2%になっております。

この結果を踏まえ、ここでは高齢化が進み、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えている中、村としては公共交通機関の見直しが急務となっていると、この計画書では結論づけておりますが、担当課は、6期が始まって、もう2年以上過ぎました。この公共政策について、どのような考え、話で来たのか、担当課としてどうしたらいいのかの考えも含めてお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

先日、上田議員の一般質問の中でも、高齢者の外出支援ということでご答弁させていただきました。高齢者の外出支援ということで、村内を3地区に分けて、10人乗りの車両で走っておりますということでございます。

65歳以上で公共交通機関を利用することが困難な方や、ひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯の方、同居の家族の仕事などにより日中ひとり暮らしになる日中独居と呼ばれている方などに利用していただいております。

その中でも申し上げたことなんですが、今後につきましては、外出支援、ドア・ツー・ドアで、利用者様の自宅から、例えば病院ですと、病院まで、さらに病院から自宅までということになっております。

今後につきましては、企画財政課のほうで平成28年度に作成いたしました西郷村地域公共交通網形成計画、これらに基づきまして実証実験を行いまして、その後に新たな公共交通網を整備していくという予定にはなっておりますけれども、さきの一般質問でありましたように、健康推進課のほうで改善できる面は改善しながら、この公共交通網の整備を待っていないで、うちのほうもそのほうの改善を進めながらやっていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 外出支援事業を今やっております。さきの同僚議員のほうからも質問がありましたけれども、この間のお話を聞くと、もう相当人数がふえてきていると、これも手狭になるんじゃないかということが言われております。

さらには、この間のお話では、利用先の拡大、さらには回数、時間をもっと増やしてほしいということが出されましたけれども、このままいくと、この外出支援事業もちょっと手狭になって、高齢者の要求に応えられないんじゃないのかなど私は思います。

こういった高齢化社会に向けて、どこの自治体でも地方公共システムのあり方が検

討されており、デマンド型乗合タクシーなどが既に多くの自治体で実施されてきております。

外出するということが一番の介護予防になるのかなと思います。先ほど課長のお話もありましたけれども、企画課のほうで今検討してやっていくということなので、ぜひ企画課に任せることなく、一番高齢者に接しているのが健康推進課なので、ぜひ中に入って、一緒にやっぱりこの実現に向けて頑張っていっていただきたいなと思います。

これは、議員の方もそうですし、村民の多くの方からも意見も寄せられます。さらに、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中でも今お話をされているので、そういった意味では、村全体でね、一日も早い実現に向けられるように、みんなで頑張っていければなと思います。

それと、第6期計画の重点施策として、施設の整備が挙げられておりますが、第6期でどのぐらい整備されたのか、また、今後の整備の計画、これも一日も早い施設の整備がやらなければいけない問題だと思いますけれども、第6期の実績と今後の計画、今後の計画については、何年度に何をやる計画とかをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

第6期計画の中で施設整備につきましては、3地区にそれぞれ施設を6つほど整備する計画でございました。しかしながら、現在のところは整備はされておられません。これにつきましては、第7期の最重要課題となるのかなと考えております。その実現できませんでした施設整備計画につきまして、29人以下の地域密着型の小規模の特別養護老人ホーム、それから小規模の多機能型の居宅介護の施設を計画をしているところでございます。

施設整備につきましては、平成25年度に村のほうの施設整備計画を立てまして、それに基づきまして実施していきたいということでございます。こちらにつきましては、まず先ほど申し上げました小規模、定員29人以下の特別養護老人ホームでございますけれども、こちらが福島県地域医療介護総合確保基金条例に基づいて設置された福島県地域医療介護総合確保基金事業というのがございます。その実施要綱がございまして、そちらのほうで補助のほうが出るということでございますので、こちらを利用できるかなということで現在、検討中でございます。

同じく小規模多機能型居宅介護事業所ということで、こちらについても補助のほうがございますので、そちらのほうを利用できないかなと現在考えているところでございます。

6期では、先ほど申し上げましたけれども、3方部に6施設ということでございましたけれども、現在、介護の状況を考えますと、介護従事者、いわゆるサービスの担い手といいますか、そちらのほうはかなり不足しているということを考えますと、この2つの施設の整備が最初かなというふうな予定としております。

これから、議員も委員になっていただいております運営協議会のほうにも、このような計画でということでお示しをするということになると思いますけれども、こちらのほうの2施設を7期の、平成31年、平成32年で7期は終わりますが、その期には整備をできればしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 第6期計画では整備されてこなかったということでもよろしいでしょうか。

介護保険協議会の中でも、一日も早い整備をするべきだと、施設の整備をするべきだということで、これまで訴えてきたと思うんですけども、第6期計画以降における年度別整備計画ということで、第6期の事業計画ではのっておりますけれども、これを見ると、第6期では幾らもないんですね、今言われた2か所が予定にしてありましたけれども、これもできてないと。

あとは、この計画を見ると、ほとんど平成31年度以降つくるといような計画になっているんですよ。こういった計画では、計画あって計画なしであって、もうやる気がないのかなと私たちは見てしまうんですけども、これは早急にやっぱり施設の整備がね。後から質問しますけれども、待機者がたくさんいると、毎年60名近くいるというようなことで、どうしてもこの施設は早急につくるべきだと。もう毎年毎年、高齢化が増えてくるのは目に見えているわけなんで、ぜひそういったことで、早急に施設の整備をやっていただきたいと。

今、課長が申されました、この設備を整備するに当たり、補助事業があるということなんですけれども、もう少し詳しくこの辺伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

補助事業でございますが、小規模の特別養護老人ホーム、ユニット型を基本とした部分では、床数、1床に対して427万円の補助があるということになっております。小規模多機能型につきましては、1施設で3,200万円の補助があるということになっておりますので、村で平成25年度に計画を立てたときよりもちょっと金額が変わっていますけれども、小規模の特別養護老人ホームにつきましては、床面積1,090平米で、当時2億2,800万円ほどかかるのではないかという試算が出されております。

小規模多機能型につきましては、272平米で6,950万円ほどかかるということでございますので、それらのうちの、先ほど申し上げました427万円掛ける29、それから3,200万円分が補助であるということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この補助事業は、1床当たり427万円掛ける29人ですか、ということでもありますけれども、これはずうっと、いつでもこの補助を使えるというこ

とでよろしいですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

平成31年度までの基金事業ということで聞いております。繰り越し等も認められて、平成32年度ということで認識をいたしております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この補助事業がなくなるというか、この補助事業はずうっと1床について427万円という意味——平成32年度ね、繰り越しで平成32年度になくなるということですね、わかりました。

であるならば、ぜひこの補助事業があるうちに施設整備をしなくてはならないのかなと思うんですけども、ぜひそういった方向でやっていただきたいと。やる気構えというか、それは村長に聞いたほうがいいですか。これは答申でも出しているのです、ぜひ。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の1床当たり400万円というのは、平成24年ころから始まったわけで、最初は平成27年で終わりということだったんですが、延びております、なぜか。これは、国として取り組むべき、やっぱり高齢者対策ですね。

やっぱり、待機者がいて、同じ保険料を払ってきた人が不公平じゃないかという、わかりやすい話があるわけです。

ただ、つくればつくってでは、保険料は上がる、村もどうするんだということになりますので、注意深くやっているわけですが、それはそれで、この計画にあるとおりに進めなければならないと思っています。

その次は、事業主体であります。これ、何回も話し出しましたですね、ここでね。

やはり、あまり高い料金では入れないだろうと、どこまで事業主体の負担を減らしていくのかと、土地代、建物ということもありますので、運営経費だってやっぱり、今や介護の当事者は少なくなってきた、いわばこれからの先は外国人も頼むしかないといった答申も今ちらほら出ております。やはり、それを勘案しながら、事業主体の選定といいますか、これを頼むべきところ、あるいは今の事業内容、あるいはそれを踏まえて早くということありますので、いろいろ勘案して、なるべく早く実現していきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ぜひ早急にやっていくというような回答が欲しかったんですけども、結局、以前の、私、審議会やっていたときに、この問題を出しました。担当課のほうとしては、早く設備をつくりたいということで、村長のほうに答申したらば、ほとんどもう平成31年度以降にこの計画が立てられて、戻ってきたというような状況もあるので、いろいろ問題はあると思うんですけども、国の金の使い方もいろいろあると思うんです、私は。

防衛費だけが52兆円を超えちゃったり、大企業優先の政策をやっていたり、それ

はやっぱり国民に振り分けるような政策していかないと、全て負担は国民・村民負担になっちゃうということになっていくと思うんですよ、これからも。

そういった意味では、国の政策を変えていきながら、そういったことも皆さんで国に対して要望しながら、全国でそういった運動も必要なのかなと思います。ぜひね、そういった意味では、いろんな問題はあるけれども、高齢化が増えて、そういったますます待機者も増えていくという状況なので、ぜひ検討して、早期につくっていただきたいと思います。

次に、新しい総合事業として、村内3地区に分けて、北部、中部、南部に高齢者トータルサポートセンタを設置し、生活支援コーディネーターを配置するとなっていますが、体制とこの現況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えいたします。

高齢者トータルサポートセンターを3地区に整備し、生活支援コーディネーターを配置するというところで、計画上はございました。現在、村では、高齢者トータルサポートということで、3地区で行っておりますが、生活支援コーディネーターにつきましては、現在、地域包括支援センターに2名を配置しているところでございます。できれば、3地区にということでございましたけれども、現在のところは、包括支援センターのほうの2名ということで対応を行っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 地域包括支援センター、2名で行っているということなんですけれども、実際には2名ではちょっと間に合わないのかなと思いますので、そういった意味では、今後、各地区に2名ずついて、訪問介護して、状況を見て歩くと、聞いて歩くというような体制をとっていただきたいと思います。

次に、平成29年4月までに総合事業を実施し、介護保険から予防給付の訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行するとなっていたが、状況等、移行したことで利用制限などなかったのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

総合事業のほうに移行したことによって、まず利用制限がなかったことにお答えいたします。

利用制限等については、ございません。総合事業ということで対象者、要支援1・2の方、それから事業対象者の方で、通所介護、あと訪問介護について支援をいたしているというところでございます。

あと、一般介護予防事業ということで、シニア健康教室、それからお元気運動教室、いきいき教室を実施いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 利用制限とか、そういったものはなかったということなんですけ



れども、現在の施設入居者の状況を施設ごとに伺いたいと思います。

また、要介護者の数と認定者数の現状、待機者が何名いるか、あわせてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず、現在の介護の認定者数でございます。

まず、支援のほうからまいります。要支援1が24名、要支援2が92名。次に、介護でございます。介護1が100名、介護2が161名、介護3が129名、介護4が90名、介護5が63名、合計で——失礼いたしました。先ほどの要支援の合計が116名、それで要介護の合計が543名で、全体で659名の方が現在、介護の認定者数となっております。（不規則発言あり）

失礼いたしました。待機者につきましては現在、53名というところでございます。

各施設ごとの人数なんです、ちょっと申しわけございません。手元に資料ございませんので、申しわけございませんが、よろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 施設ごとは後でお聞きしましたとしても、全体で659名、待機者は相変わらず50から60名いると。増えているのかなと思いますけれども、今後増えることは大いに予想されるので、そういったことも注視していただきたいと思います。

それと、施設入所条件が要介護3以上となりましたが、この辺で何かトラブルとか、要介護3以下の方々の状況というか対応、今まで施設入所できましたよね。ところが、要介護3から入所ということになったので、そういった人たちはどのような介護を受けているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

特別養護老人ホーム等の施設に入るのに、要介護3以上ということになりました。そちらにつきまして、トラブルはどうかということですが、トラブル的なものはございませんが、今ほど議員おただしのおり、要介護3といいますと、要介護1・2の方で状態が悪い方で、どうしても施設に入所する必要が出てきた方、そういう方はどのように入所等を行っているのかということですが、そのケースによりまして、その方の状況等を判断いたしまして、例えば要介護2でも施設にあきがあれば、施設のほうに打診をいたしまして、その方が入って、これ以上介護度が進まないような、そのような手続をとらせていただいているところでございます。

そういう方がいるなら、うちも要介護2なのでどうだろうと言われても、すぐに私のほうから、そういう人でも入れますよということは、決まっているのが要介護3以上ですので、特別な場合が実際にございまして、そういう場合には施設のほうにも相談をいたしまして、村のほうからもお伺いをいたしまして、入所させていただいてい

るというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 要介護1・2の中でも状況を判断して、入所させる場合もあるという回答ですけれども、これは本当に間違っちゃうとね、誰かの口ききで、要介護1・2でも入所させたというようなことがうわさされたりやられると、大変な問題になるのかなと思いますので、そういったところで十二分に注意しながら、さらには介護1・2でも地域包括ケアのほうでしっかりと面倒を見て対処してほしいなと思いますので、その辺は注視していただきたいと思います。

それと、介護保険料の滞納状況とそれに対してペナルティーはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 藤田議員の質問にお答えします。

まず、介護保険料の滞納ということで、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

平成28年度時点での滞納ということで、平成28年度までで現年度を含めて、翌年平成29年度に滞納繰越となっているものが約1,051万円でございます。（不規則発言あり）人数ですか。滞納者数、平成28年度でいきますと180人となっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 180人、大変大勢の方がいるなど、びっくりしているんですけども、当然、年金をもらってない方とか、少額の方もいるので、この保険料が払えないという方も当然いると思うんですけども、こういった滞納している人の介護ということはどうのように扱われているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

滞納されている方の対応ということで、現在、税務課のほうに徴収嘱託員という方が2名いらっしゃいますので、村内に実際に納付のご案内を、直接行って交渉してもらっている場合もあります。

あと、税務課としましても、ほとんど納付されている方が多いので、そちらのほうのことも考えて、それぞれ財産調査をしながら、滞納処分できるものに関しましては、実施をしているという。

さらに、生活状況に応じまして、あまりに所得が少なくという場合には、生活保護の認定を受けている方に関しましては、当然、滞納分に関しましての滞納処分というのを実際執行処分を停止をかけて、その後の生活保護認定後に関しては、県のほうの代理納付という形で納付をいただいているのが状況、現在であります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 滞納している人のペナルティーってあるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

介護保険保険料を滞納いたしますと、サービスを利用した際の利用者負担、通常はかかった費用の1割でございますけれども、保険料を滞納している滞納期間に応じて、次のような措置がとられます。1年以上滞納しますと、サービス費用の全額を一旦利用者が負担します。申請により、後で保険給付分が支払われます。それから、1年6か月以上滞納しますと、サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も、保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなって、滞納していた保険料に充てられることもございます。2年以上滞納すると、サービスを利用するとき利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

西郷村は現在、滞納をして給付制限の該当になられている方はございません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 滞納による給付サービスのとまっている方はいないということでは理解してよろしいですか。ちょっとわからないな。詳しいところは、後で聞きに行きます。

では、次に、第6期介護保険事業計画を答申するに当たり、審査協議会から3つの附帯事項をつけて答申しました。1つは、先ほど来も申し上げましたけれども、施設整備については、入所待機者に鑑み、できるだけ早く整備することを求めます。2つ目としては、介護予防事業の推進を強く求めます。3つ目として、高齢者福祉及び介護保険事業の施策に関し、住民が広範に意見交換のできる会を立ち上げることを求めます。

これらの附帯事項について、第6期事業計画事業を進めてきた中で、どのように取り扱われてきたのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほどございました、まず施設整備につきましては、先ほど村長も申し上げましたとおり、入所待機者ございますので、できるだけ早く整備していきたいということでございます。計画に上がっているけれども実施されない、計画のための計画と、先ほど議員のほうからございましたが、そのようにならないように、できるだけ早く整備をしていきたいと考えております。

それから、介護予防事業の推進を強く求めますということで、介護予防事業、先ほどもございましたけれども、一番予防になるのは、高齢者の方を、体操とかも非常に予防にはなるのですが、高齢者の方が外出、外に出るといふことだと考えております。外に出て、例えば先ほどありましたスポーツをやる方もいらっしゃる、畑で野菜をつくれる方もいらっしゃる、遠出をされる方もいらっしゃるというのが介護予防につながると思いますので、健康推進課のみではこの予防事業は進みませんので、ほかの課ですね、福祉、それから生涯学習等の課とも連携しながら進めていきたいと

今考えているところでございます。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業の施策に関して、住民が広範に意見交換のできる会を立ち上げることを求めますということで、こちらのほうも、実はおかれておりまして、先日、南館議員のほうからございました、高齢者も子育てに参加する孫……、失礼しました。申しわけございません。（不規則発言あり）ええ。

そちら等、そういう部分をこの中に入れる、交互にできれば、意見交換、本当に事業に関する意見交換も必要ですけれども、高齢者の方が現状をお話をするということが施策につながるのではないかなと考えておりますので、こちらについても、そのような考えのもとに進めていけたらなど、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これはですね、審議会の中から出て、答申の中に盛り込んだ項目であって、審議委員の方が一生懸命話し合って、討議をして出しているもので、こういうものはもう少し重視してやっていただきたいと思います。

健康推進課だけではなくてね。前から私言っていますけれども、農政課、野菜づくり等々も含め、生涯学習課も含めて、全体でこの高齢化社会に向けた施策を取り組んでいかなくちゃいけないのかなと思っていますので、ぜひこういったところは真剣に考えていただきたいと思います。

次に、第7期介護保険事業計画についてお伺いたします。

第6期介護保険事業計画の成果、実績の検証もなく、第7期計画が審議されようとしています。国はこれまで、現場の状況も聞かないで、一方的に介護保険からサービス外しや、保険料が引き上げられてきました。まさに、負担あって介護なしです。

第7期計画については、運営協議会で議論をまだしておりませんが、国からは基本的な指針が示されております。国からの指針は、今回も介護サービスの縮小と負担増の内容となっております。国の指針について、村の認識をお聞きします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） それでは、第7期計画につきまして、ポイントをご説明させていただきます。

まず、先ほど申しあげました第6期計画では実現できませんでした施設整備計画としまして、29人以下の地域密着型の小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護の施設を計画いたしております。

先ほど申しあげましたとおり、9月末現在の村の施設入所待機者は53名でございます。しかしながら、この第7期計画の先、第8、第9といきます、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、さらに増えることが予想されております。施設整備によって待機者はもちろんですけれども、多様化している施設利用者の利便性も同時に図られるものと考えております。

さらに、本村におきましても現在、住民主体の話し合いの場、情報の交換の場、先ほども申しあげましたけれども、生活支援協議体の設置に向けて、関連機関と連携協

議しながら、整備を進めているところでございます。この協議体によりまして、地域で介護を支える、地域が支えるといえますか、そのような形を構築していくということを7期のポイントの一つとして挙げております。

それから、そのポイントの中に、介護保険事業の先ほどございましたけれども検証ですか、データを分析したり、計画がきちっと取り組まれているかというようなことを会議等で確認をするという部分を強くやっていきたいと、そんなふうに思います。

介護保険事業計画第7期に施設整備とか、先ほど申し上げた部分を位置づけるわけですが、議員おっしゃるように、それが達成していなければ、ただ単に計画のための計画であるということでございますので、その達成をするように当然事業は進めていきまして、さらには住民の方が何もわからないというご意見ございましたけれども、そちらも公表を行って、さらに報告も行うというような形もとっていききたいと、そのように考えております。

さらには、現在進めております、全てが国で目標としております地域包括ケアシステムという部分の推進につながっていくのかなと考えておりますので、そちらのほうは当然もっと連携を深めてやっていくということでございます。

それから、村の保険者機能を強化するというところで、先ほどの地域の実態把握、それから課題分析を実施し、それで地域における共通の目標を設定して、効率的なサービスの提供等を行う。また、必要な見直しを実施する、このプロセスを何回も行って、西郷村としての保険者の機能を強化していくことが、高齢者の皆様の介護予防、それから実際施設に入ってもらっしゃる方は介護の部分につながっていくのかなと、そんなふうに考えております。

今のところ以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後4時40分まで休憩いたします。

（午後4時20分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時40分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、課長のほうから、第7期の事業計画ということでお答えをいただきましたけれども、いずれにしましても、国の指導は、給付サービス抑えて介護者を抑えるというようなことが、今度の第7期で入っているのかなと思います。そういったやり方は、介護度を軽度にして、会議の中で、先ほど計画と介護の中で実施していくと言いましたけれども、そういった国の政策でもって介護度を下げたり、そういったことはやるべきじゃないのかなと思います。

さらには、今回の7期では、給付の中に生活援助サービスが含まれているんですけ

れども、この回数制限をしようとして今、答申の中に入ってきているのかなと思うんですけれども、生活援助はこれまでも、時間制限されてきた経過があります。また、この上にまた回数まで制限するというので、本当に国のやっていることは許しがたい、本当に保険あって介護なしそのものではないのかなと思います。

また、今、介護サービスの利用料が来年8月から3割負担に引き上げられます。これは前回1割から2割に引き上げられたばかりで、これも到底許しがたい。さらには、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料が引き上げられ、負担増となります。

介護保険の制度は、3年ごとの改正のたびに使いづらい制度にされてきました。保険料は引き上げられ、報酬単価は引き下げられてきました。そもそも高齢者人口が増加し、介護サービスを使う人がふえるほど保険料にはね上がるという仕組みのそのものがひどいものと言わざるを得ません。

来年の保険料も上がると予想されております。これ以上の値上げは、高齢者の厳しい暮らしに追い打ちをかけるものと言えます。介護を取り巻く環境は、今や在宅介護の約半数が老老介護の状態にあると言われております。また、老老介護の中でも認知症が認知症を介護する認知介護がますます増加しております。

最近では、仕事を辞職して、独身の娘や息子が親の介護を担うシングル介護もふえております。国民年金は、最高額でも月6万5,000円です。年金は削られる一方で、医療費や介護のお金は上がり、医者にかかるにも介護サービスを利用するにもお金がかかります。要介護になるべくならようにするためには、高齢者の社会参加が介護予防になるのではないのでしょうか。

全国では、介護者居場所づくり事業として、居場所を運営する団体に補助金を出している実態もあります。そういったことで、村としてもぜひ介護予防に重視をして取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、認知症対策についてお伺いいたします。

認知症の高齢者は全国で500万人以上いると言われ、今後も急激な増加が避けられない中で、認知症の人も家族も、地域の中で孤立することなく、安心して暮らせる仕組みや環境を整えることが急がれております。

認知症支援は、第6期計画の重点施策になっていました。計画では、西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターを活用し、訪問を定期的に行いながら、認知症の早期発見や相談業務を進めていくとしておりましたが、村の認知症の実態と計画はどのように行われてきたのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。村の認知症の対策についてお答えをいたします。

現在、西郷村では、平成28年12月31日現在では、認定者数661人に対して、認知症高齢者の日常生活自立度というものがありまして、こちらは認知症の判断基準を示すものなのですが、そのⅡaという部分があります。このⅡaよりも上の方が

認知症ですよということでございます。その人数が、先ほど言いました661人に対して445名、67%です。

その症状といいますと、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理など、それまでできてきたことにミスが目立つなどがⅡaの最初の部分で、そのほかずっと重いほうにいきますと、せん妄、妄想、興奮とか自傷とか、そういう部分が出てくるとMというランクになりますが、全て入れまして445人、67%の方が認知症の自立度でいいますと、認知症高齢者ですよということになります。

村では、認知症の対策関連としまして、認知症の方はもちろんですけども、その家族の相談支援、さらには認知症の周知活動を行う認知症地域支援推進員を、西郷村の包括支援センターのほうに配置しました。これは今年度でございます。

さらに、複数の専門職が認知症を疑われる認知症の人及びその家族を訪問しまして、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的に集中的に行う、集中的にと申しましたが、おおむね6か月なんですけれども、こちらを行って、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームというのを立ち上げまして、福島県立矢吹病院と委託契約をいたしております。

さらに、認知症サポーター養成講座、こちらは社会福祉協議会が主催いたしておりますが、こちらは年1回の開催でございます、平成29年、本年の9月末現在でのサポーターの数は323名となっております。

さらに、健康推進課のほうでは、高齢者見守り安心ネットワーク事業を実施いたしております、ひとり暮らしの方等の安否確認ですね、そちらのほうを行っているところでございます。その見守り安心ネットワークは、本年11月30日現在、加入者数は253世帯となっております。これは、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯等に対しまして、緊急通報装置、それからペンダント型の送信機と見守りセンサー、人感センサーなんです、何時間か動きがないと、動きがないですよということでも知らせてくれます。それから、火災報知機を貸与しまして、24時間体制で急病や火災及び事故等の緊急時に対応いたしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、対応ということでお答えいただきましたけれども、地域の見守り体制として、見守り協力員になっている方と書いてありますけれども、これは何団体ぐらいで何人ぐらいいるのでしょうか。

さらには、認知症に対する理解を深めるために、ある自治体では認知症キッズサポーター養成講座を実施しています。また、小学校、中学校で養成講座を開催しているところもあります。多くの方に認知症への正しい認識を深めていただくためにも、養成講座を推進していくべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

先ほどの見守りの認知症をサポートしてくれる方ですが、数字的にはちょっと把握

はいたしておりませんが、見守り安心ネットワーク事業を実施するに当たりましては、そこに必ず連絡をとれる方、近所の方とかそういう方に、2名ほどですけれども、連絡員といいますか、そういう人になっていただいている方がいらっしゃいます。先ほど253世帯と申し上げましたので、これでも500名ぐらいの方は、何かあった場合には、誰々さんがいないんだけれどもとか、そういう部分では連絡を受けるというような形になっております。全員が認知症かどうかというのはちょっと把握はしてないんですが、ひとり暮らし等の方の把握はそちらのほうで行っております。

それから、認知症のサポーターですね。先ほど9月末現在で……、少々お待ちください。

先ほど申し上げました社会福祉協議会で認知症サポーター養成講座で、323名となっておりますと申し上げましたが、全国でありますと、現在、930万人ぐらいの方が、実は認知症サポーターになっておりまして、こういうオレンジのリングをここにぶら下げて、わかるようになっております。

先ほど議員おただしのキッズ、それから小中学校のサポーター養成講座につきましても、先進地として静岡県の富士宮市は、中学校がほとんど加盟しているということですので、本村におきましても、これからもっとサポーターの数を増やしていかなくてはいけないというときでございますので、社会福祉協議会等と協議をして検討していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 村では、認知症高齢者が外出し、徘徊ですね、発見保護されたとき、早期に身元が判明できる連絡先を知ることができるQRコードシールの活用はしていると思うんですけれども、現在はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

先ほど申し上げました高齢者等見守り安心ネットワークの中で、議員がおっしゃいましたQRコードを、村のほうで例えばこういう服とかバッグとか、つえとか、そういうものに張りまして、それを携帯で読みますと、委託している事業所さんの電話番号が出まして、何番の誰ですということで、そこに連絡していただくと、その委託先から連絡が来まして、どこどこの誰さんのところを今歩いていますとか、そういう連絡が来て、それを保護するといいますか、行うことができるので、そういうQRコードのシールは現在使用しているところでございます。

ただ、やはりこれにつきましても、全員が持っている状態ではございませんので、何とかこういうものも幅広く利用して、そういう見守りにつなげていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） QRシールを利用している方は、見守り安全ネットワークに加盟



している方というだけなので、できればね、結局、家族がいても日中一人になっちゃう、それで徘徊してしまうという方も相当いると思うので、そういった意味では、QRシールの拡大をするべきじゃないのかなと思いますので、要請しておきます。

次の質問に移ります。

次に、住民税特別徴収通知書へのマイナンバー記載についてお伺いいたします。

マイナンバーがスタートしてから2年になります。国の個人情報保護委員会の発表によると、今年に入ってからマイナンバーの漏えいが多数発生し、昨年同時期の4倍超に上がることがわかりました。そのうちの約半数が、住民税特別徴収確定通知書の誤送による漏えいであることが明らかになりました。

決定通知書は、毎年5月に各自治体から事業所に送付されます。総務省は、特別徴収義務者用通知書の書式を変更して、納税書の個人番号を記載する欄を設け、今年から通知書に従業員のマイナンバーを記載するよう各自治体に通達し、指導してきました。

総務省の通達に従って、多くの市町村でマイナンバー付きの通知書を送ったため、全国で誤送付が相次ぎました。報道によると、少なくとも101自治体、約630人の漏えいが判明しています。県内でも郡山市内で誤送付があったことが報道されました。

西郷村でも、住民税特別徴収確定通知書にマイナンバーを記載して、事業所に普通郵便で郵送しましたが、何も問題はなかったのか、また、村民から苦情が出なかったのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 藤田議員のご質問にお答えします。

今年度の住民税の特別徴収義務者への通知に関しましては、せんだって6月の定例会でもご質問ございましたが、5月12日付で1,881の事業所に対して、普通郵便で送付させていただきました。

それで、先ほど議員のほうからいろいろございました誤送付ということでしたが、本村におきましては、誤送付に関しましてはございませんでした。

以上です。苦情につきましては、確かに1件ご相談がございました。マイナンバーの記載したものでは事務が進められないということで、ご相談ございました。

それで、実際事務を進めていただく上で、マイナンバーの部分消して、事務に使っていただくという形で副本、コピーを差し上げておりました。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） マイナンバーを消したやつを事業所に再度郵送したということですよ。よろしいですか。手渡しで。

いずれにしても、一度もう事業所に送ってあるので、事業所では個人のマイナンバーも見ていますよね。そういった意味では、この対応がなってないというか、全然話にならないのかなと私は思うんですけども、1回事業所に行ってマイナ

ンバーを見て、個人に来るわけなんで、そして個人が私はマイナンバー、事業所に届けてないよというような方が、結局、マイナンバーは事業所に勝手に行っちゃうわけですよ。それで、誤送付が全国的に発生したということですけども。

全国的に見ますと、名古屋をはじめ23道府県97自治体で、不記載または一部記載で実施してきました。また、埼玉県では、マイナンバーを記載しない市町村は8割以上あったことが報道されました。通知書に個人番号を記載しないことでペナルティーや罰則があるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、福島県並びに総務省、特に総務省からのほうでもあわせて聞きました。それでいきますと、実際に記載をしなかったということに関してのペナルティーは、今のところないという回答でございました。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ペナルティーや罰則はないと、総務省でも言っているわけですね。これ、私、全国民主商工会の総務省への交渉の中でも、ペナルティーや罰則はしないと回答しているんですね。どこの自治体でも、これだけの自治体が不記載で郵送しているわけですから、ぜひ村としても、罰則も何もなければ、マイナンバーを不記載で郵送するべきじゃないんですか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

私たち公務員の仕事は、法令に基づいて仕事をしていくというところがあるものですから、特に税務課の立場としましても、地方税法並びにほかに税条例に基づいて賦課、徴収をしているわけでございます。その中で、いくら罰則がないからといって、法令を犯していいのかというところがございます。というのは、今現在、総務省からの新たな通知とかいうものもございませんので、今の段階では、平成29年度と同様の同じマイナンバーを記載してやらなくてはいけないかと思えます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） マイナンバーの事件というのは相当、漏えいによる事件というのは全国で起きているわけですよ。その中でも、先ほど言いましたけれども、もう相当の自治体で、隣、郡山とさっき言いましたけれども、住民税特別徴収の通知書にマイナンバーを記載してやる、やったことに対する漏えいですか、これがもう相当増えているわけですよ。

やっていないところもあるんですね。それは、なぜやってないかといえば、やはり個人の情報や、それが事件・事故にね。そこから漏れたら誰が責任をとるんだと。それによって財産がね、もう破滅したり、そういったことにもいきかねない。だって、なぜこの住民税特別徴収の通知書にマイナンバーを記載して送らなきゃいけないのか

と、総務省の指導があるからだけなんですか。

私はこれ、マイナンバーは個人情報であり、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するのであり、違憲との批判も出ております。だから、ぜひこういったことはやめていただき、どうしても郵送するのであれば、やっぱり簡易書留を使って、他に漏れないように、ちゃんと個人に手渡せるように、企業主に手渡せるような方式、当然これは天栄村もやっているし、ほかの自治体でもやっているわけですよ。少しは村のね、書留にするとお金がかかります。これも村の負担でやれということになっていると思うんですけれども、最低そのぐらいはやっぱりやるべきと思うんですけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

6月にも同様、簡易書留でという形でご質問ございましたが、地方税法の関係で、文書の送達関係ということで、当然マイナンバーは重要だということで十分認識しておりますが、当然どこの会社の誰にと、実際に特別徴収事務を担当している方へということで明記をして、当然その方が開封するようという形でさらに明記をしながら、普通郵便で送付をしたいと、今のところ考えてございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、村としては、担当者に確認をして、この事業所はこの人が担当者だよと、そういったことで把握して届くようにしているんですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

担当者ということで、必ずしもその担当者の氏名をという形では記載はしておりません。実際の特別徴収の担当者ということでやっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 担当者がちゃんと役場で確認しないで郵送するわけですよ、普通郵便で。じゃ、誰が開封するかわからないということは当然あるわけですよ。ないわけじゃないですね、そういうことは。

この問題について、時間ですからあれなんですけれども、この通知は法律のもとでやっていると言いましたけれども、この通知書は全て地方自治法第245条の4に基づく技術的助言として、自治体の自主性、自立性に配慮されたものであり、従わないことによる罰則やペナルティーはありません。このことは、政府の当時の高市総務大臣も認めております。

結局、マイナンバーを記載することの判断はですよ、自治体に委ねられて、裁量権があると私は思うんです。そういった意味で、ぜひマイナンバー記載をしての郵送は、ましては普通郵便での郵送はやめていただきたいと。どうしても送るというのであれば、やっぱり少しお金はかかってもですよ、簡易書留で郵送してほしいと私は要求いたしまして、一般質問を終わります。

- 議長（白岩征治君） 答弁は。
- 7番（藤田節夫君） 答弁は要らない。
- 議長（白岩征治君） 答弁なしね。
- 7番（藤田節夫君） じゃ、最後に、これは村長の意見も聞かなくちゃいけないのかなと思いますので、村民の財産にかかわる、財産が危険に冒される事項なんで、ぜひ村長の意見をお伺いいたします。
- 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） マイナンバーに関するお話、情報、いろいろそのとおりだと思います。資料をいろいろいただきましたので。

お話し重々わかりましたので、注意深くやりますが、まず、しかし、このマイナンバーは、前にもここで話ししましたですね。私、総務省の担当課長に話し聞きましたので、結局、年金問題とか、とにかく本人の認証ですね。人はあなただと、私は私、私の権利、私の義務、そういったものをやっぱり明らかにしていくというためには、文明の利器を使おうと。パンチで打っていたあのコンピューターから、今やもっとセキュリティーが上がってきましたということでマイナンバーを決めて、これは世界の動きです。

韓国も11桁でしたっけ、それと本人の親指の指紋ですね、認証があったり、日本も認証どれですのかということですが、基本的にはそういう情報化の最たるものとして、これが今後とも進んでいくと、これは間違いないだろうと思います。

ただ、議員ご指摘のとおり、誤送付があったり、いろいろ問題があったり、本当に今のプライバシーというのほどこまでなのかという問題もあるのは知っております。そのところを一番、国の課長に聞いたわけでありまして。そこまでちゃんとしてやるという覚悟があるのであれば、やっぱりセキュリティーの問題と罰則規定をちゃんとしなさいと。これが本当に悪用された場合は、プライバシーひとたまりもないわけでありまして。

この点十分注意して、いろいろベストなもの何かということを考えながら、ご提言を踏まえて対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 韓国とかイギリスとか、韓国もやめたと思うんですけども、イギリスもやり始めてやめたと、全世界的にはそういった傾向にいつているわけですよ。さらには、このマイナンバーを進めるに当たって、相当な予算がかかっているし、毎年もう相当お金をかけてやっている。ところが、マイナンバーの申告した人は、西郷村も10%ぐらいかな、全国でも8%ぐらいしかマイナンバーを申請してないと、カードをね。そういったことがあるので、ぜひ考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

質問を終わります。

- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎延会の宣告

○議長（白岩征治君） 本日の一般質問はこれで終わります。

明日12月12日は午前10時から会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて延会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後5時10分）

